

(案)

印西市教育振興基本計画

～だれもが輝き ともにはばたく
いんざいの学び～

平成 30 年 3 月

印西市教育委員会

はじめに

印西市は県の北西部、東京都心から東に約 40 km、成田国際空港から西に約 15 km に位置し、三方を利根川、印旛沼、手賀沼に囲まれた、水と緑の豊かな都市です。平成 22 年に印旛村、本埜村と合併し、人口は平成 29 年 9 月末で約 9 万 8 千人となっております。

全国的に人口減少傾向の中、本市の人口は増加しつつあります。というのは、昭和 59 年から入居が始まった千葉ニュータウンが市の中央部にあり、未だに住宅建設が続いているからです。人口が 10 万人を超えるのも時間の問題と思われる。また、国道 464 号線沿いには、大規模店舗が次々に開業している状況です。毎年、東洋経済新報社が発表する全国都市「住みよさランキング」で 6 年連続日本一になっています。そのような印西市の教育も、それに相応しいものになりたいと考えているところです。

市内には市立小学校が 20 校、市立中学校が 9 校、市立幼稚園が 2 園。生涯学習施設として、公民館 5 館、図書館 1 館と分館が 5 館、その他の教育施設として、文化ホール、地域交流館、資料館、各種スポーツ施設等があります。平成 29 年度の一般会計当初予算は約 316 億円、そのうち教育費は約 60 億円となっております。

急速に進む少子高齢化、国際化や情報化の進展、さらにはライフスタイルの変化や地域コミュニティの希薄化など、子どもたちや市民を取り巻く環境が刻々と変化していく中で、教育に対するニーズは多様化し、教育に寄せられる期待は切実なものばかりです。

また、学力向上、いじめ・不登校対策、教師の指導力向上、防災対策、施設の老朽化等、教育界には課題が山積している状況もあります。どれをとっても重要なことばかりですが、いずれも一朝一夕には解決できることではありません。

少子化の影響は本市でもあり、ニュータウン地区では児童数 1 千人を超す大規模化する小学校がある一方、既存地区では小規模校化が進行しております。その対策として、昨年度「学校適正規模・適正配置基本方針」を策定し、現在推進しているところです。

この新たな「教育振興基本計画」は、次年度（2018 年度）から 2021 年度までの 4 年間の計画期間として「だれもが輝き ともにばたく いんざいの学び」の実現に向け、印西市の教育の基本目標と施策を体系化し、将来に向けての教育のあり方を明確にいたしました。この計画に掲げる施策を着実に推進することで、印西の教育の一層の振興に努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様を始め、熱心にご審議いただきました策定委員並びに各分野別検討委員の皆様に対しまして、心より感謝申し上げますと共に、今後とも本計画推進へのご理解ご協力をお願い申し上げます。

平成 30 年 3 月

印西市教育委員会教育長 大木 弘

目次

第1章 総論.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間.....	4
第4節 計画の策定体制	5
第5節 教育を取り巻く国、県の動向.....	6
1 国の教育行政の動向	6
2 千葉県教育行政の動向	10
第6節 印西市の教育の点検・評価と課題.....	11
1 印西市の教育の点検・評価	11
2 印西市の教育の課題	12
第2章 基本方針.....	21
第1節 基本理念と基本的な方針	22
1 印西市の教育の基本理念	22
2 印西市の教育の基本的な方針	23
第2節 基本目標.....	26
第3節 施策の体系.....	27
第4節 リーディング施策	28
リーディング施策 1 循環型生涯学習 ^(注1) のための基盤づくり	30
リーディング施策 2 市民だれもがいきいき暮らすための「知・徳・体の総合型教育 ^(注1) 」推進 ...	31
第3章 分野別計画.....	33
基本目標 I 生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む (学校教育編)	34
施策I-1 学ぶ力、豊かな心、健やかな体を育む教育の推進.....	36
施策I-2 安全で安心できる教育環境づくり	49
基本目標 II 生涯を通して学び、スポーツに親しめる環境づくりを推進する(生涯学習・生涯スポーツ編)	55
施策II-1 年齢にとらわれずにいきいきと暮らすための生涯学習活動	58
施策II-2 地域で子どもたちを守り育てる環境づくり	63
施策II-3 市民が参加しやすいスポーツ環境の整備と推進体制の充実	66
基本目標 III 心に豊かさをもたらす文化の保護と振興を図る(文化芸術編)	75
施策III-1 創造性を育む文化芸術活動の推進・継承	77
施策III-2 文化財の保護・活用	80
施策III-3 市史編さん事業の推進.....	83
第4章 計画の推進.....	85
第1節 計画の推進体制	86
1 関係機関等との連携	86

2 市民との連携.....	86
3 庁内体制の充実.....	86
第2節 計画の進行管理.....	87
1 点検・評価の実施.....	87
2 フォローアップの実施.....	87
資料編.....	91
印西市教育振興基本計画の策定方針及び検討組織の設置に関する要綱.....	92
印西市教育振興基本計画策定委員会委員名簿.....	96
印西市教育振興基本計画検討委員名簿.....	97
計画策定の経緯.....	101

第 1 章 総論

第 1 節 計画策定の背景と趣旨

第 2 節 計画の位置づけ

第 3 節 計画の期間

第 4 節 計画の策定体制

第 5 節 教育を取り巻く国、県の動向

第 6 節 印西市の教育の点検・評価と課題

第1節 計画策定の背景と趣旨

印西市（以下、「本市」という。）では、「印西市教育大綱」、「印西市教育振興基本計画」、「第二次印西市生涯学習まちづくり推進計画」、「印西市スポーツ振興基本計画」を策定し、学校教育、生涯学習、生涯スポーツ、文化芸術分野において、市の教育や学びを推進しているところです。

一方、政治・経済のグローバル化、地球規模の環境問題、高度情報社会の進展に加えて、国内では少子高齢化の進展、雇用環境の変化や価値観の多様化など、わが国を取り巻く状況は時代とともに変化しており、これからも変わり続けていくと考えられます。

こうした変化の激しい時代を迎えた今日、未来を拓く子どもたちが生きる力を身に付ける学校教育は次代の社会形成に極めて重要な分野であり、さらに、市民が多彩な領域で個性を發揮し、元気に地域で活躍するための生涯学習、生涯スポーツ、文化芸術にかかる活動は、地域の中心となる人材を確保する上でますます重要なものとなっています。

また、国は、「教育振興基本計画」（第1期は平成20年策定、第2期は平成25年策定）を策定し、「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けて一人ひとりの主体的な学びによる生涯学習社会の構築を目指しています。

このような状況の中、市教育委員会は、「印西市総合計画」で定めた将来都市像を実現するための6つの基本目標のひとつ「健やかな心と体を育み 未来を拓くまちをつくる」の推進に向けた本市の教育や学びの総合的計画の策定が求められています。

このようなことから、たくましく生きる子どもたちを育成する学校教育やすべての市民の学習環境の充実を図り、学校教育、生涯学習、生涯スポーツ、文化芸術分野を包括した市全体の教育や学習の方向性を示す「印西市教育振興基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

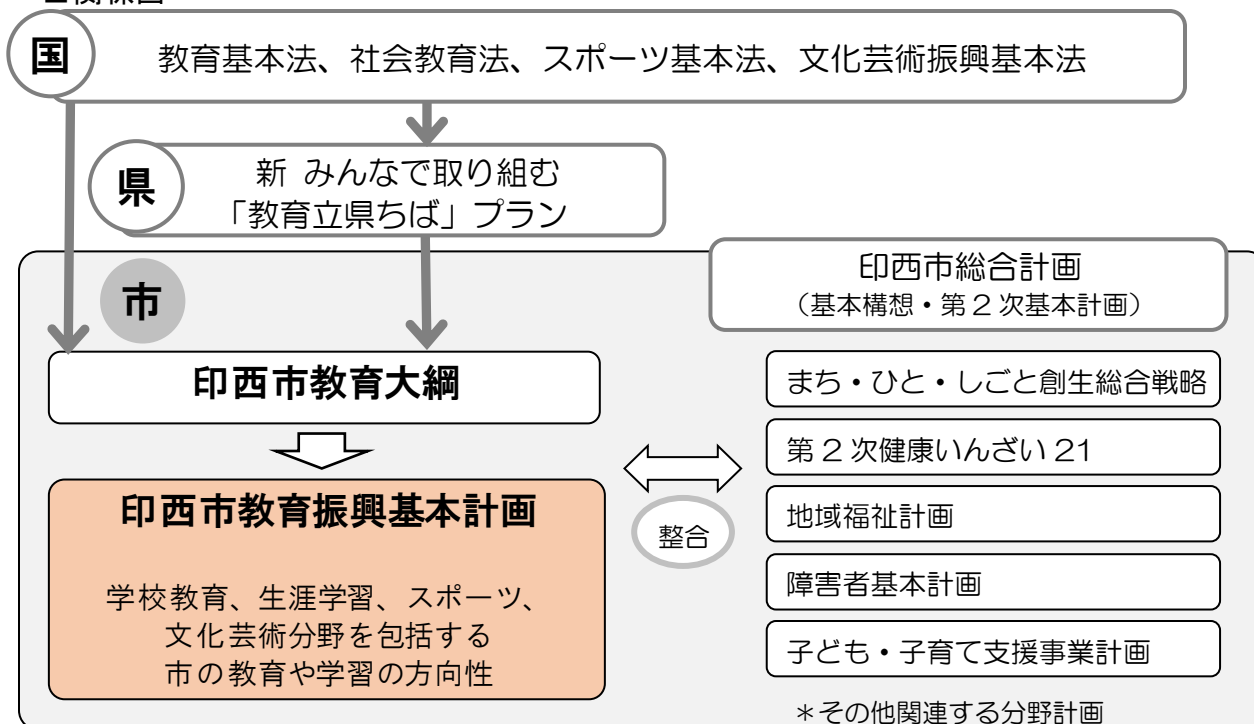
第2節 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「市町村教育振興基本計画」にあたるものであり、教育基本法、スポーツ基本法、文化芸術振興基本法をはじめ、国の「教育振興基本計画」、「スポーツ基本計画」、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」、千葉県の「新みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」などを参酌し、計画の策定及び推進を図ります。

また、本計画は、「印西市総合計画」の分野計画のひとつであり、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策展開の指針として平成28年3月に定めた「印西市教育大綱」に基づき、具体的な施策・事業計画を定めるものです。

そのため、本計画の策定及び推進にあたっては、「印西市総合計画」「印西市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、各分野計画との整合を図ります。

■ 関係図



第3節 計画の期間

本計画の期間は、印西市総合計画との整合性を図るため、平成30年度からの4年間（平成30～33年度）とします。

ただし、法制度の大幅な改正や社会動向の大きな変化があった場合、計画期間中でも見直すこともあります。


計画最終年度の平成33年度には次期計画を策定します。

■教育に関する本市の主な計画等の期間

	平成	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
印西市総合計画基本構想															
印西市総合計画第2次基本計画															
まち・ひと・しごと創生総合戦略															
教育大綱															

本計画（4つの教育分野を包括する計画）																
教育振興基本計画																
生涯学習まちづくり推進計画																
スポーツ振興基本計画																
文化芸術の振興に関する基本方針																

平成 25 年 3 月制定


 （本計画に包括）

（参考）

【国】第2期教育振興基本計画																
【国】スポーツ基本計画／方針																
【国】同／施策																
【国】文化芸術第4次基本方針																
【県】新「教育立県ちば」プラン																

第4節 計画の策定体制

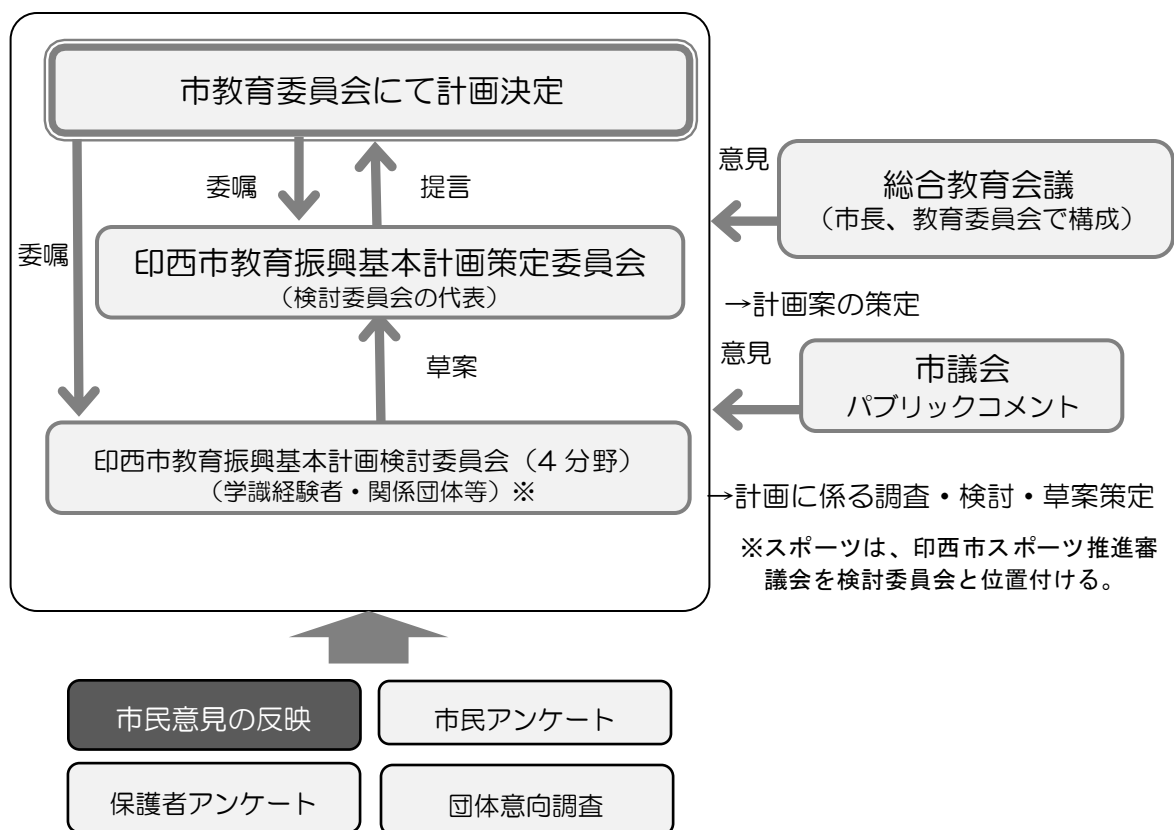
本計画は、市民1,500人、小・中学生の保護者1,503人を対象とするアンケート、関係団体等へのヒアリングを通じて幅広い意見を集約し、計画内容への反映に努めました。

市民の意見、本市教育を取り巻く現状、事業進捗などを踏まえ、分野ごとの「印西市教育振興基本計画検討委員会（4つの委員会）」において学校教育、生涯学習、生涯スポーツ、文化芸術に関する計画草案をとりまとめました。

計画草案を各委員会の代表で構成する「印西市教育振興基本計画策定委員会」においてさらに精査した上、市教育委員会に提言しました。

市教育委員会では「印西市教育振興基本計画策定委員会」の提言と市議会及びパブリックコメントの意見を踏まえ、総合教育会議（市長と教育委員会の協議・調整会議）の意見を経て本計画を決定しました。

■ 計画の策定体制（全体）



第5節 教育を取り巻く国、県の動向

1 国の教育行政の動向

(1) 教育基本法の改正

平成18年12月、約60年ぶりとなる教育基本法の改正が行われました。改正教育基本法では①知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人、②公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指すことが明示されました。

さらに、「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民などの相互の連携協力」に関する事項とともに、教育振興基本計画の策定などが規定されています。

(2) 教育振興基本計画の策定

教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本計画として、平成20年7月に「教育振興基本計画」（計画期間：平成20～24年度）を策定しました。

この計画では、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿として「義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる」、「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」の2点を見据えながら、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の方向性を定めました。

続いて、平成25年6月に「第2期教育振興基本計画」（計画期間：平成25～29年度）を閣議決定しました。

この計画では「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」という、生涯の各段階を貫く4つの教育の方向性を定めています。

また、第1期では必ずしも十分でなかった成果目標と、その達成度を客観的に計測するための成果指標を設定しています。

(3) 学習指導要領・教育要領の改訂

平成20年3月に小学校、中学校における教育課程の基準を定めた学習指導要領と幼稚園教育要領の改訂が行われ、平成21年4月から幼稚園、平成23年4月から小学校、平成24年4月から中学校で全面実施されています。

学習指導要領では、「生きる力」を育むという理念が継承されるとともに、授業時数の増加や、「言語活動」、「理数教育」、「伝統や文化に関する教育」、「道徳教育」、「体験活動」、「外国語教育」の充実など、教育内容の改善が図られています。

なお、次期改訂は、幼稚園が平成30年度から、小学校が平成32年度から、中学校が平成33年度から全面実施の予定です。

(4) 社会教育関連法の改正

平成 26 年 6 月、教育基本法において生涯学習の理念が明示されたことなどを踏まえ、社会教育法、図書館法、博物館法が改正されました。

改正された社会教育法では、地域住民などによる学習の成果を活用した学校などにおける教育活動機会の提供や、放課後・休日に学校などを利用した学習機会の提供、家庭教育に関する情報提供などについて規定されています。

また、公民館、図書館、博物館などの社会教育施設の運営能力向上に関する事項や、専門職員の資質向上に関する事項が規定されています。

平成 26 年 6 月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、①首長による大綱の策定、②総合教育会議の設置、③教育長と教育委員長を一本化した新たな責任者（新教育長）の設置、④教育委員会のチェック機能の強化、⑤国の関与の見直しなどが盛り込まれました。

(5) スポーツ基本法の施行

平成 23 年 8 月、従来のスポーツ振興法に代わり、スポーツの推進のための基本的な法律として、スポーツ基本法が施行されました。

この法律は、スポーツに関する基本理念を定め、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としています。

この法律に基づき、平成 24 年 3 月、国はスポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を目指す「スポーツ基本計画」を策定し、今後 10 年間（平成 24～33 年度）の基本方針と 5 年間（平成 24～28 年度）に実施する施策と目標を示しました。

平成 25 年 9 月には「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催が決定し、平成 27 年 10 月 1 日にはスポーツ行政を一元的に担うスポーツ庁（文部科学省の外局）を設置しました。

(6) 子ども・子育て関連 3 法の成立・次世代育成支援対策推進法の延長

平成 24 年 8 月に、子ども及び保護者などに必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健全に成長できる社会の実現を目的として、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が成立しました。

また、平成 26 年 4 月には、次代の社会を担う子どもの健全な育成の支援を目的とした次世代育成支援対策推進法が延長されています。

(7) 子ども・若者育成支援推進法の施行

平成 22 年 4 月に、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みの整備と、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的とする、子ども・若者育成支援推進法が施行され、国は同年 7 月に「子ども・若者ビジョン」を策定しました。

(8) 文化芸術の振興に関する第 4 次基本方針

国は、文化芸術振興基本法（平成 13 年 12 月公布・施行）に基づき、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）」（計画期間：平成 27～32 年度）を平成 27 年 5 月に閣議決定しました。

この方針の前文では、『文化芸術資源で未来をつくり、「文化芸術立国」へ』として、国が目指す文化芸術立国の姿のあり方を、国民総参加の学習活動の環境づくり、「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会」を契機とする文化プログラムの全国展開、文化芸術を通して被災地復興を国内外へ発信、文化芸術関係産業の創出、という 4 つを示しています。

■我が国が目指す「文化芸術立国」の姿

- (1) 子どもから高齢者まで、あらゆる人々が我が国の様々な場で、創作活動へ参加、鑑賞体験できる機会等を、国や地方公共団体はもとより、芸術家、文化芸術団体、NPO、企業等様々な民間主体が提供している。
- (2) 全国の地方公共団体、多くの文化芸術団体、文化施設、芸術家等の関係者により、世界に誇る日本各地の文化力を生かしながら、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等がなされている。
- (3) 日本全国津々浦々から、世界中に各地の文化芸術の魅力が発信されている。東日本大震災の被災地からは、力強く復興している姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となって、国内外へ発信している。
- (4) 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等に伴い、国内外の多くの人々が、それらに生き生きと参画しているとともに、文化芸術に従事する者が安心して、希望を持ちながら働いている。そして、文化芸術関係の新たな雇用や、産業が現在よりも大幅に創出されている。

■近年の国の主な取組

年月	事項
平成 2 年 6 月	生涯学習振興法の制定
平成 18 年 12 月	教育基本法の改正
平成 19 年 6 月	学校教育法、教職員免許法及び教育公務員特例法、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正
平成 20 年 2 月	新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（答申）
平成 20 年 3 月	学習指導要領の改訂（小・中学校）、教育要領の改訂（幼稚園）
平成 20 年 6 月	社会教育法、図書館法、博物館法の改正
平成 20 年 7 月	教育振興基本計画の策定
平成 21 年 3 月	学習指導要領の改訂（高等学校、特別支援学校）
平成 22 年 4 月	子ども・若者育成支援推進法の施行
平成 22 年 7 月	子ども・若者ビジョンの策定
平成 23 年 8 月	スポーツ基本法の施行
平成 24 年 7 月	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム ^{（注 1）} 構築のための 特別支援教育の推進（報告）
平成 24 年 8 月	子ども・子育て関連 3 法成立
平成 25 年 6 月	第 2 期教育振興基本計画の策定
平成 25 年 6 月	いじめ防止対策推進法の制定
平成 26 年 4 月	次世代育成支援対策推進法の延長
平成 27 年 4 月	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行
平成 27 年 5 月	文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）の策定
平成 27 年 10 月	スポーツ庁設置
平成 28 年 4 月	第 3 期教育振興基本計画の諮問 障害者差別解消法の施行

（注 1）インクルーシブ教育システム：障がいのある者とない者が可能な限りともに学ぶしくみのこと。

2 千葉県の教育行政の動向

千葉県では、教育施策を総合的かつ計画的に進めていくため、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、平成22年3月に「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」を策定しました。

平成32年の「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催決定などを踏まえ、「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」(第1期計画)を引き継ぐ第2期計画として「新みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」を策定しました。

第2期計画では、教育の現状や第1期計画の検証結果と、今後の重要課題に基づき、3つの基本目標を掲げ、それぞれをプロジェクトとして整理し、施策の推進に取り組んでいくこととしています。

■新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン

<計画の取組方針>

「ふれる」、「かかわる」、そして「つながる」

「すべての大人が子どもたちの育成にかかわる」という自覚のもとに、学校、家庭、地域がかかわり、つながることにより、さらに大きな教育力にしていく。

<3つのプロジェクト>

- I 志を持ち、失敗を恐れずチャレンジする人材を育てる～夢・チャレンジプロジェクト
- II ちばのポテンシャル（潜在能力）を生かした教育立県の土台づくり～元気プロジェクト
- III 教育の原点としての家庭の力を高め、人づくりのために力をつなげる～チームスピリットプロジェクト

第6節 印西市の教育の点検・評価と課題

1 印西市の教育の点検・評価

市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、「印西市の教育施策」を市教育委員会として自己評価を実施し、公表しています。

平成28年度の点検・評価では、各施策、主な事業の目標に対し、進捗、達成度を総合的に判断し、S～Cの4段階の基準において自己評価しています。

平成28年度の点検・評価結果は、「S評価」が0事業、「A評価」が37事業、「B評価」が3事業、「C評価」が1事業となりました。市教育委員会では、全体として市の教育施策は進捗しており、今後もさらなる施策の推進を目指しています。

■ 「平成28年度(平成27年度事業対象)教育委員会の点検・評価」の結果

政策（基本目標）	施策数	事業数	事業の評価数			
			S	A	B	C
I 生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む（学校教育）	3	15	0	15	0	0
II 生涯を通して学び、スポーツに親しめる環境づくりを推進する（生涯学習・生涯スポーツ）	5	20	0	17	2	1
III 心に豊かさをもたらす文化の保護と振興を図る（文化・芸術）	3	6	0	5	1	0
計	11	41	0	37	3	1

〔評価基準〕

S：事業の目標が達成され、計画以上の施策の進捗が認められる。

A：事業の目標が概ね達成され、施策の進捗が認められる。

B：事業の目標が一部達成できなかった。

C：未達成事業が多く、施策の進捗がほとんど認められない。

2 印西市の教育の課題

(1) 学校教育

① 幼児教育

ア 取り組み状況と課題

- 本市には、幼稚園が8園あり、園児数は1,635人となっています。そのうち、市立幼稚園が2園で、園児数が334人、私立幼稚園が6園で、園児数1,301人と、私立幼稚園の園児の方が多い状況です。
- 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を確立する最も大切な時期にあたります。そこで、市立幼稚園では、子どもたちが変化の激しいこれからの社会を生き抜くことができるよう、知・徳・体の調和のとれた教育を推進しています。
- また、子どもたちの健康面や生活習慣が二極化^(注1)していることから、子どもたちが望ましい食習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じた食育も推進しています。
- 今後も幼児一人ひとりの望ましい発達を促すため、家庭と十分な連携をし、幼児教育の充実を図ることが必要です。
- さらに、社会の変化に対応するため、小学校との連携、幼稚園と保育所との連携、特別支援教育の充実など、保護者のニーズに応えられるような幼稚園づくりが求められます。
- 一方、国の子育て支援においては、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化し、幼稚園と保育所の一体的な提供や保育の量的拡大と家庭における養育支援の充実を図るため、「子ども・子育て関連3法」を平成24年8月に公布しました。
- この「子ども・子育て関連3法」に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に施行され、本市では、「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後は、国の子育て支援の動向を踏まえつつ、幼児教育を進めていく必要があります。

イ アンケート調査よりの課題

- 幼稚園・小・中学校の共通課題として、「学校の施設や設備」の計画的な改善を進めることが求められています。
- 幼年期・学齢期の教育環境は「子育て環境」の評価に大きく影響するだけでなく、本市の長期的なまちづくりに関わることから、幼稚園・小・中学校を通じた継続的な教育プログラムが重要と考えられます。
- また、働き方の多様化や通勤時間の長さなどを踏まえ、保育分野と連携しながら、幼稚園での保育ニーズを充足する取り組みも必要と考えられます。
- さらに、「子育て支援機能」は、これから小さな子どもを持つ家庭の大きな関心事であることから、「子育て環境」を充実していくことも重要と考えられます。
- 子どもたちが安全で安心して遊べる環境づくりが求められています。

(注1)二極化:食生活の多様化に伴い、栄養の偏りや朝食の欠食が懸念されることを示しています。

ウ 団体意向調査よりの課題

- 共働きやひとり親家庭へのサポート体制整備を進めるとともに、社会福祉課や保育課、子育て支援課等とケース会議を持つなど、全庁的に子育て家庭を支援することが必要と考えられます。
- 生活習慣や礼儀作法を身につけさせることなど、家庭での教育も求められています。

② 小中学校教育（義務教育）

ア 取り組み状況と課題

- 本市には、小学校が20校、中学校が9校設置されており、子どもたちが「生きる力」を養い、自ら学び、考え、生涯にわたって学び続けることができる「確かな学力」の定着に努めています。
- また、学校、家庭、地域が連携しながら、道徳教育の充実や豊かな体験学習などの特色ある教育の推進を図っています。
- さらに、児童生徒の学力向上やいじめ・差別、不登校への対応など、きめ細かな指導を行うため、教職員の指導力向上に取り組むとともに、指導員や相談員を配置し、特別支援教育も含めた、相談・支援体制の構築にも努めています。
- 今後も、個性と能力を伸ばしながら様々な分野で活躍していく未来に向けた教育を推進するとともに、確かな学力の定着のために、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を推進することが重要と考えられます。
- また、少子高齢化、グローバル化などが急速に進む変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、これまでも増して知・徳・体の調和のとれた教育を推進することが求められます。
- さらに、本市の児童生徒数は、少子化の進展等で減少している地域と宅地開発等により増加している地域が混在しており、今後も学校規模の差が拡大する傾向にあることから、小・中学校の適正規模及び適正配置を推進することが必要と考えられます。

■ 公立学校の概況

平成29年5月1日現在

区分	学校数	学級数	園児・児童 生徒数
幼稚園	2	12	334
小学校	20	261	6,123
中学校	9	102	2,612

イ アンケート調査よりの課題

- 学校教育の最も重要な役割のひとつである「学力向上」に関しては、学校と市教育委員会との連携の下、幼稚園・小・中学校を通じて継続的な「学力の定着」の一層の充実が求められています。
- 学校と市教育委員会が連携し、より開かれた幼稚園・学校運営を進めるとともに、実践的な研修、増加する若手教員への様々な支援、ミドルリーダー育成などに取り組み、豊かな心を身に付けた教職員を養成することが期待されています。
- 学校教育分野だけでなく、自然環境、安全（防災・防犯）、運動やスポーツ、文化芸術体験、地域コミュニティ活動など、学校や子どもを核に幅広い分野が連携していくことにより、地域の教育力の向上につなげていくことが、今後必要と考えられます。

ウ 団体意向調査よりの課題

- 特色ある学校、生徒活動のさらなる活性化のため、教育計画を立案するとともに、学校での指導のほか、保護者への啓発等を学校や地域全体で行うことが求められています。
- 学校の施設・設備の整備、通学路等の安全確保と整備なども必要と考えられます。
- 教職員に関しては、教科バランスの取れた教職員の構成や余裕ある仕事時間と内容に努めるとともに、時代のニーズに即した研修を充実することが期待されています。
- また、子どもの悩みに対する支援体制の整備や特別支援教育の推進も重要と考えられます。
- さらに、家庭での基本的な生活習慣や学習習慣の確立も必要と考えられます。

(2) 生涯学習・生涯スポーツ

① 生涯学習

ア 取り組み状況と課題

- 本市では、目まぐるしく変化する社会環境に市民が適切に対応していけるよう、いつでもどこでもだれもが、生涯にわたり様々な分野で学び続けられる生涯学習のまちづくりを推進し、市民の学習ニーズに応えるため、公民館、図書館などの生涯学習施設において、各年齢層に応じたさまざまな講座・教室・講演会等を開催しています。
- また、地域の子どもたちを地域で守り育てるために、青少年健全育成活動の強化に努めています。
- 一方、市民の価値観やライフスタイルが多様化し、市民の生涯学習に対する意識や活動範囲は広範・多岐にわたることから、生涯学習のテーマを明確にするとともに、その成果が適切に評価され、社会に還元される機会を増やすことやまちづくりに活かしていくことが期待されています。
- そのため、公民館や図書館などの生涯学習施設の充実や、運営面での市民参画に努めるとともに、市民の学習ニーズを的確に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備や学習成果を生かす環境づくり、関係団体の育成等が期待されています。
- また、市民の生涯にわたる学習を推進するためには、市民が主役の生涯学習のまちづくりが必要と考えられます。

イ アンケート調査よりの課題

- 生涯学習の認知度が十分とはいえないことから、生涯学習がどのようなものかを周知し、気軽にできるという意識付けを行うことが必要と考えられます。
- また、生涯学習活動をしていない理由では、「仕事が忙しくて時間がない」「家事・育児などが忙しくて時間がない」「きっかけがつかめない」が多くなっていることから、自分に適した生涯学習を相談できる体制や、仕事、育児、介護に役立つ学習プログラムなど新しい手法を含めて検討することが求められます。
- 幼稚園や小・中学校以外での子どもの活動の重要性を認識していることから、子どもと大人が一緒に行う学習活動も必要と考えられます。
- 活動場所では、男性は自宅が多く、女性は民間の講座や公民館などでの講座が多い傾向もうかがえることから、男性が外に出たくなるようなプログラムの開発、講座・講習の情報を欲しい人に欲しい情報を迅速に提供する発信方法、異性間や多世代交流のできる学習活動など、市民が主体的に学習する意欲が高まるアプローチも重要と考えられます。
- 地域貢献の意欲と生涯学習の意欲は深く関連していることがうかがえますが、発揮できる場面が見つからない現状を踏まえ、貢献意欲を地域で存分に発揮できるようにすることが期待されています。
- そのため、地域貢献自体を目的とする生涯学習プログラムの開発、地域づくり分野での生涯学習講座の卒業生の自主サークル活動の支援、市独自の地域貢献活動ポイント制度の開発、個人と地域の中間のつなぎ役の育成などを、関係団体と協力しながら実施していくことも必要と考えられます。

ウ 団体意向調査よりの課題

- 活動における課題では、「会員の減少」が、最も高く6割を超え、次いで、「市民や地域への活動情報の提供」、「新しい会員の参加（メンバーの高齢化・固定化）」、「活動場所の確保」と続いています。「会員の確保」や「活動場所の確保」が、活動を充実するために重要と考えられます。
- 学習活動への関心を高めることでは、教育内容の多様化や履修形態の弾力化、多様な情報提供などが必要と考えられます。
- 仕組みや取り組みへのアイデアでは、公民館、商工会、各NPO、他の公民館とのつながりなど、地域を巻き込んだ活動を進めることや町内会、自治会とサークル活動員との連携方法の構築などが求められています。

② 生涯スポーツ

ア 取り組み状況と課題

- 本市では、子どもから高齢者までが心身ともに健康で明るく生活できるよう、多様なスポーツが楽しめる環境づくりを推進しています。
- また、スポーツ・レクリエーション活動は、市民の健康や体力づくり、趣味等のためだけでなく、豊かで活力ある地域社会の形成に重要な役割を担っていくと考えられています。
- そこで、地域に根ざした生涯スポーツの推進体制を確立し、スポーツ・レクリエーション

を通じた市民交流を推進するとともに、生涯を通じた健康プログラムによる市民の健康や体力づくりを進めることも求められています。

イ アンケート調査よりの課題

- 市民の健康や体力が改善方向に向かっていることがうかがえますが、要因として市の各分野の積極的な取り組みの成果も関係していると考えられることから、今後も、学校教育分野、スポーツ分野、健康増進分野、医療・福祉分野などの事業の成果や市民ニーズを踏まえた改善点について、部署間の連携の下で継続的な改善を進めていくことが求められています。
- 外遊びや運動をしていない子どもが 2 割弱いることや、「子どもが体を動かしたくなる施設・設備の充実」という保護者のニーズも踏まえ、地域で子どもや親子が安全で活発に身体を動かす機会や環境を創出していくことが重要と考えられます。
- この 1 年間の市民の運動やスポーツ活動の状況で「まったくしていない」が 1 割を超え、国の「スポーツ基本計画」の目標が、成人のスポーツ未実施者の人数をゼロに近づけることから、本市においても、健康状態等によってはスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、「まったくしていない」と回答する成人の比率をできる限り少なくすることが目標のひとつになると考えられます。
- そのため、仕事、育児、介護などで忙しい人でも、通勤時間、自宅、家の周辺などで意識的に身体を動かすための動機づけ、具体的なプログラムの開発・普及、地域への指導者の派遣・育成などを積極的に展開することが必要と考えられます。
- 30 歳代以上では健康・体力づくり、運動不足解消、楽しみ、気晴らしを主な目的として運動やスポーツ活動を行っていることや、子どもが小さい家庭では運動やスポーツを通して家族のふれあう機会をつくっているなど、市民が運動やスポーツの持つ効果をよく理解していることがうかがえます。
- こうした市民の関心と実践度の高さを背景として、国の目標だけでなく、運動やスポーツの幅広い効果にも配慮し、今後も「スポーツの質や効果」の充実に努めることも重要と考えられます。
- 市内のスポーツ施設と設備の市民満足度は「わからない」が最も多く、市内に整備してほしいスポーツ施設や設備は「ない」が過半数を占めていることから、市のスポーツ施設に望むことでは、ハード面よりも、施設の利便性向上や機能強化へのニーズがうかがえます。
- こうした市民意向を踏まえ、身近な施設・設備の計画的な改良（更新、整備）、気軽に利用できる方法への改善を進めるとともに、周囲の自然や地域資源も活用しながら、誰もが楽しめるようなスポーツ教室やスポーツ行事のプログラムの開発などを検討することも期待されます。

ウ 団体意向調査よりの課題

- 活動における課題では、「新しい会員の参加（メンバーの高齢化・固定化）」が最も高く 5 割を超え、次いで、「会員の減少」、「運営体制の強化」、「市民や地域への活動情報の提供」と続いています。「会員の確保」や「活動情報の提供」が、活動を充実するために重要と考えられます。

- 「する」スポーツの充実では、気軽に利用できる施設の整備や情報ネットワークの構築、ニュースポーツの充実など、年齢に関係なく、だれもがスポーツに親しめ、楽しめる環境を整備することが重要と考えられます。
- 競技スポーツの充実では、部活動の充実や市民参加型の競技会等の開催などを通して、各競技スポーツの競技者を増強していくことが求められています。
- 「支える」スポーツの充実では、指導者の育成に努めるとともに、ボランティアについては、参加者の子どもの親などの協力が必要と考えられます。
- 「みる」スポーツの充実では、スポーツフェス等のイベントに全日本、オリンピックで活躍したアスリートを招き、エキシビジョン試合や愛好者とのふれあいの機会をつくるなど、だれもがスポーツを楽しめる機会を増やすことが重要と考えられます。

(3) 文化芸術

① 文化芸術活動

ア 取り組み状況と課題

- 本市では、市民が優れた文化芸術に接する機会の拡大に努めるとともに、文化芸術活動に関する情報の提供、発表の場や団体・指導者の育成などにより、市民の自主的で創造的な文化芸術活動を支援しています。
- しかしながら、市民アンケートなどに現れているように、市民の地域の文化芸術に対する関心は高いとはいえないのが現状と考えられます。
- こうした状況から、市民が地域の文化芸術に関心を持つことを最優先課題ととらえるとともに、今後も、多くの市民が、文化芸術に対する感性を高め、ふるさとへの理解や誇りと愛着が持てるように、文化芸術活動を推進することが必要と考えられます。

イ アンケート調査よりの課題

- 市民が地域の文化芸術に関心を持つことを優先課題と考えられることから、市内の文化施設（文化ホール、印旛歴史民俗資料館、木下交流の杜歴史資料センター）を拠点にした活動の拡充や、文化施設の整備・充実の検討などが必要と考えられます。
- 文化施設については、市民の身近な鑑賞、発表、活動の場としての活用や多様なプログラムを用意すること、子どもと一緒に親子・家族が楽しめるプログラムの充実、女性限定ツアーの実施などで文化芸術への関心を高めることが期待されます。
- 保護者の8割近くが子どもの文化芸術体験が「重要である」と回答しており、子どもが文化芸術に親しむ機会では「地域、幼稚園、学校における公演などの鑑賞体験」が中心であり、その活動を充実してほしいというのが保護者の希望となっています。
- こうした保護者の認識と希望を踏まえ、文化芸術団体、地域、幼稚園、小中学校が連携あるいは協力して、子どもの頃から文化芸術にふれる機会を増やしていくこと、地域の文化施設で子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実することなどが期待されます。
- 1年間に文化芸術体験をした市民は、国の割合を上回り、一方、自ら文化芸術活動をした割合は、国を下回っている状況です。

- この結果から、市民の文化ホール・劇場、映画館、美術館・博物館などに出向く文化芸術体験は高いものの、自ら文化芸術活動を実践する市民の比率が低いことがうかがえます。
- そのため、鑑賞機会の一層の拡充とともに、実際の文化芸術活動の気運を高める取り組みが期待されます。
- 美術館・博物館等の必要性については、美術館・博物館等の必要性や目的が明確ではないか、あるいは十分に認知されていないことがうかがわれ、一方、文化的環境の充実としては「地域に住む人々が生きる楽しみを見出せる」「子どもが心豊かに成長する」「地域に住む人々の交流や社会参加が盛んになる」がキーワードになると考えられます。
- こうした背景から、美術館・博物館等を整備する場合は、これらのキーワードを中心に、長期的な視点から新たな文化芸術拠点を創出する意義について検討する必要があります。
- 文化芸術の振興においては、「文化施設の整備・充実」以上に「子どもたちの文化芸術体験の充実」や「音楽祭、演劇祭、映画祭など、文化的行事の開催」といった事業に期待を寄せていることや、子どもについては「学校における公演などの鑑賞体験を充実する」への期待が大きいことがうかがえます。
- こうした意見を踏まえ、長期的かつ幅広い視点を持ち、文化芸術の持つ大きな力を地域づくり、人づくりにつなげていく取り組みが期待されます。

ウ 団体意向調査よりの課題

- 活動における課題では、「新しい会員の参加（メンバーの高齢化・固定化）」が最も多く9割近くになっており、次いで、「活動資金・運営費の確保」、「会員の減少」、「市民や地域への活動情報の提供」と続いています。「会員の確保」や「活動資金・運営費の確保」が、活動を充実するために重要と考えられます。
- 印西発の文化発信に努めるとともに、文化芸術団体の活動状況を発信することも期待されます。
- 市民参加型（特に子ども）や体験を取り入れた活動を充実するとともに、市の公民館や文化ホールだけではなく、集会施設等を利用しての地域に密着した演出（展示）なども重要と考えられます。

② 文化財の保護・活用

ア 取り組み状況と課題

- 本市には、宝珠院観音堂や泉福寺薬師堂など、国・県・市指定文化財が50件（平成28年9月現在）残されており、貴重な文化財を後世に伝えるため、調査研究を行い、公開・活用することに努めています。
- 今後も、貴重な文化財の調査研究を進め、公開・活用を推進するとともに、観光事業等や生涯学習と連携し、後世に伝えていくことが必要です。
- さらに、現状で分散している歴史的資料について、保管の集約化に努め、有効に活用できる施設整備の検討も考えられます。

ウ 団体意向調査よりの課題

- 印西市の文化財のPRを充実するとともに、文化財や歴史資料を展示する施設の整備が求められています。
- 「里山と文化に出会える印西」といった印西市のイメージアップを図るために、文化財や歴史資料を活用することが期待されます。
- 古墳の情報公開を充実し、将来は歴史を学ぶ場として、活用展開の協力体制をつくり、市の歴史上の魅力向上に努めることが必要と考えられます。

③ 市史編さん

ア 取り組み状況と課題

- 本市の貴重な歴史・文化を後世に伝えるため、市史編さんに取り組み、市内外の資料所在確認、調査・分析等を進め、市史の刊行を実施しています。
- 今後も、ふるさとへの理解や誇りと愛着を持てるように、市史の普及と市史編さんで収集した資料の公開・活用が求められています。

ウ 団体意向調査よりの課題

- 後世への指針になるような資料収集が期待されています。
- 資料の発掘だけでなく、史料の活用が重要と考えられます。

第2章 基本方針

第1節 基本理念と基本的な方針

第2節 基本目標

第3節 施策の体系

第4節 リーディング施策

第1節 基本理念と基本的な方針

1 印西市の教育の基本理念

教育を取り巻く社会情勢の変化や教育の課題を踏まえ、印西市総合計画における教育分野の目標「健やかな心と体を育み未来を拓くまちをつくる」を実現するため、本計画が目指すべき基本理念を「だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び」とします。

本計画は、本市の教育や学びの総合的計画として策定し、「たくましく生きる子どもたちを育成する学校教育」や「すべての市民の教育環境を充実し、それらの学習や活動成果を活かして互いが地域社会に参画する本市独自の生涯学習社会の構築」を目指します。

そのため、次代を担う子どもたちが、未来を拓くたくましい力を持ち、多様な可能性を伸ばすことができるよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を適切に担い、地域が持つ豊かな自然や伝統文化を活かし、健やかな心と体を育む教育を推進します。

また、生涯学習のテーマを「自己の自立のための啓発や生活の向上」及び「生涯学習による人づくりやまちづくりの推進」と捉え、市民一人ひとりが生涯を通じて心豊かに生きがいのある暮らしを送ることができ、将来にわたり豊かで活力ある地域づくりに貢献します。

さらに、子どもからお年寄りまで、市民一人ひとりが自分のライフスタイルに合わせ、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる」環境整備を進め、市民が、学びあい、個性や能力を発揮することができる環境づくりに努めるとともに、生涯学習のまちづくりを目指します。

〔基本理念〕

**だれもが輝き ともにはばたく
いんざいの学び**

2 印西市の教育の基本的な方針

基本理念を踏まえて、施策を実施していくにあたり、次の3つの基本方針で取り組みます。

基本方針 1

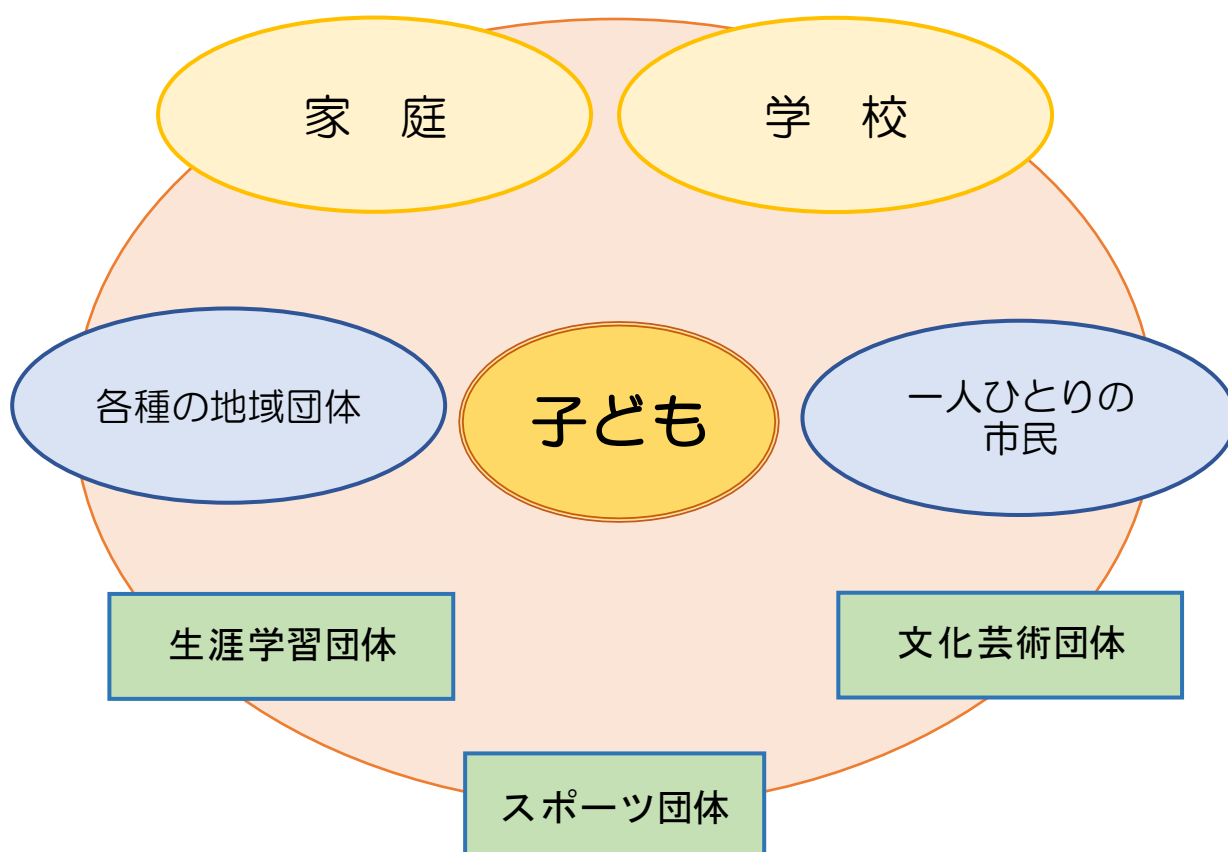
学校・家庭・地域が連携強化し、未来を拓く子どもを育む教育の推進

学校と地域人材との連携を強化し、学校が必要とする地域力や団体の協力を活用し、たくましく生きる子どもたちを育む教育を充実します。

そこで、子どもたちを育成する多様な教育、多様な活動のために、子どもたちの生活の場である学校、家庭、地域が連携や協力する教育支援の仕組みづくりが必要です。

そのために、学校、家庭、地域が連携・協力する、基盤を構築します。

〔子どもを育むための基盤イメージ〕



基本方針 2

市民が学びあい・活かしあい、誇りと愛着がもてる地域を創造する学びの推進

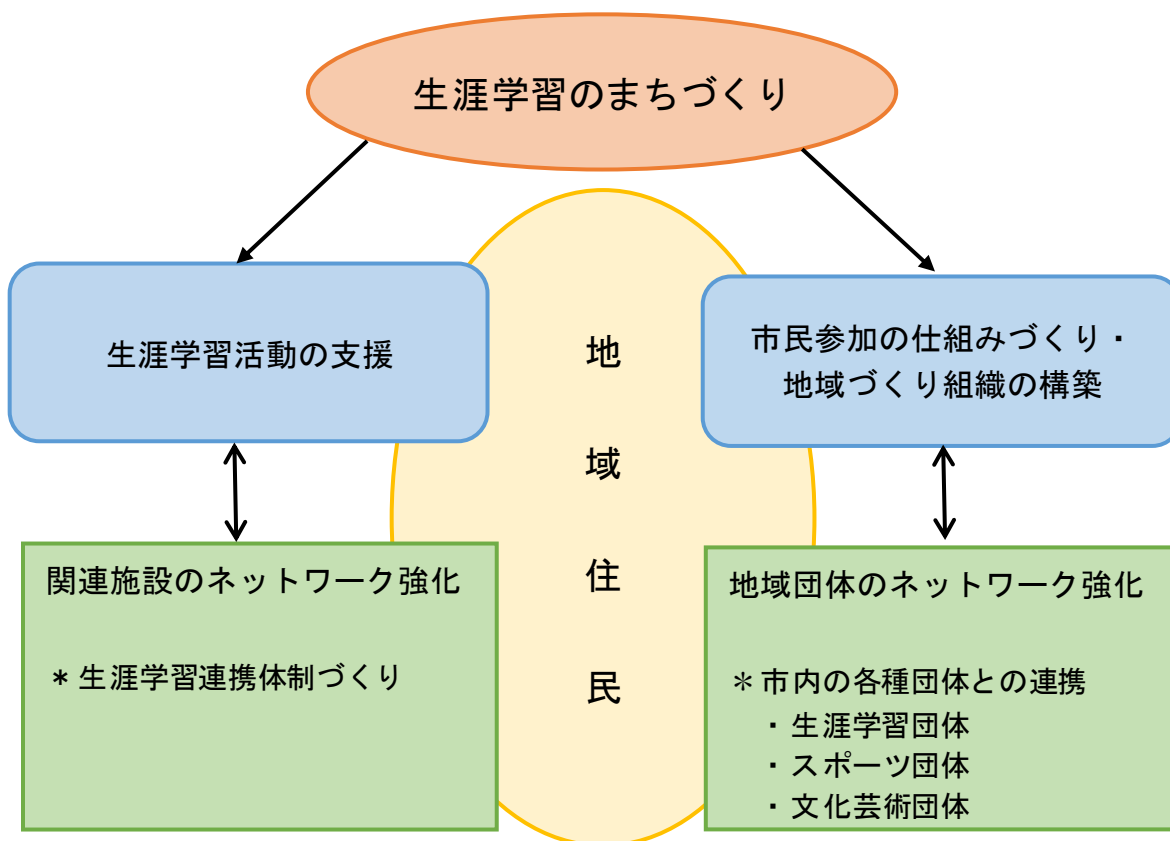
すべての市民の学習環境を充実し、それらの学習や活動成果を活かして互いが地域社会に参画する本市独自の生涯学習社会の構築を目指します。

そこで、各分野が連携して、学習環境の充実を進める体制整備を市と各地域で推進するため、市民参加の仕組みづくり・地域づくり組織の構築や地域団体のネットワーク強化を図ります。

また、学びを通じて、生きがいつくり、健康づくり、地域での仲間づくりなどが広がるように努めます。

さらに、学びで得た知識や技術、仲間を通じて、市民一人ひとりが、地域で活躍する場を広げていくため、生涯学習によるまちづくりを進めます。

〔生涯学習によるまちづくりのイメージ〕



基本方針 3

子どもからお年寄りまですべての市民の健やかな心と体を育む学びの推進

学校教育では、「知」「徳」「体」のバランスの良い教育を目指しています。

学齢期において、体力、学力、情緒面など、健やかな体と心を育てていくためには、十分な睡眠とバランスのとれた栄養摂取が重要とされています。

このことは、幼児期から高齢期まで、健やかな体と心を育むために重要であり、共通なことといえます。

そこで、「知」・「徳」（学校教育・生涯学習・文化芸術）、「体」（運動・食育）の総合型の学習を、市民一人ひとりの一生涯を通じて支援する学習環境を構築し、すべての市民が健やかな体と心を育む学びを推進します。

〔ライフステージに応じた「知」・「徳」・「体」の学びイメージ〕

	「知」・「徳」 (学校教育・生涯学習・文化芸術)	「体」 (運動・食育)
幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学びの芽生え ・ 初期の社会生活のルールの習得 ・ 思いやり・感動する心 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊びを通じた運動 ・ 楽しく食べる ・ むし歯予防
児童期 少年期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎学力の習得 ・ 自覚的な学び ・ 関わりを通じた学び ・ キャリア教育 ・ 自立と社会参加 ・ 社会生活のルールを守る ・ 礼儀や約束を大切にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康的な生活習慣 ・ 体力・運動能力の向上 ・ スポーツ習慣 ・ 3食の生活リズム ・ バランスのよい食事 ・ 栄養の基礎知識 ・ 歯周病予防
青年期 壮年期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立と社会参画 ・ 生涯にわたる学び ・ 学びによる交流 ・ 学びの成果の活用 ・ お互いの人格の尊重 ・ 公共心や規範意識の習得・実行 ・ 地域活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康増進 ・ 栄養バランスを考えた食生活 ・ 定期的な歯科検診 ・ 生活習慣病予防のための食生活 ・ 体力・運動能力の維持 ・ スポーツ活動の確保 ・ 家族や仲間とのスポーツ活動
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学びの地域貢献 ・ 誇りや愛着の持てる地域への貢献 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分に合った食生活 ・ 適度なスポーツ ・ 食・スポーツを通じた交流 ・ 健口体操・口腔ケア

第2節 基本目標

基本理念を実現するため、3つの基本目標を設定します。

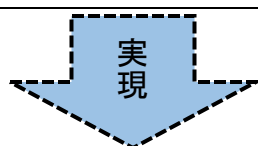
基本目標 I	生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む (学校教育編)
方向性	<p>子どもたちが「生きる力」を養い、自ら学び、考え、生涯にわたって学び続けることができる「確かな学力」の定着に努めるとともに、個性と能力を伸ばしながら、様々な分野で活躍していく未来に向けた教育を推進します。</p> <p>また、学校、家庭、地域、その他関係機関との連携を深め、教育環境の充実を目指します。</p>

基本目標 II	生涯を通して学び、スポーツに親しめる環境づくりを推進する (生涯学習・生涯スポーツ編)
方向性	<p>目まぐるしく変化する社会環境に市民が適切に対応していけるよう、いつでもどこでもだれもが、生涯にわたり様々な分野で学び続けられる生涯学習のまちづくりを推進していきます。</p> <p>また、地域の子どもたちを地域で守り育てるために、青少年健全育成活動を推進していきます。</p> <p>さらに、子どもから高齢者までが心身ともに健康で明るく生活できるよう、多様なスポーツ・レクリエーションが楽しめる環境づくりを進めます。</p>

基本目標 III	心に豊かさをもたらす文化の保護と振興を図る (文化芸術編)
方向性	<p>市民が優れた文化芸術に接する機会の拡大に努めるとともに、文化芸術活動に関する情報の提供や団体・指導者の育成などにより、市民の自主的で創造的な文化芸術活動を支援し、うるおいのある地域社会の形成を図ります。</p> <p>また、貴重な歴史・文化を後世に伝えるため、文化財の保護・活用を図るとともに、市史編さん事業に取り組みます。</p>

第3節 施策の体系

基本理念	だれもが輝き ともにばたく いんざいの学び
基本方針	1 学校・家庭・地域が連携強化し、未来を拓く子どもを育む教育の推進 2 市民が学びあい・活かしあい、誇りと愛着がもてる地域を創造する学びの推進 3 子どもからお年寄りまですべての市民の健やかな心と体を育む学びの推進



基本目標		施策		主な取り組み		
I	生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む (学校教育編)	1	学ぶ力、豊かな心、健やかな体を育む教育の推進	1	学ぶ力を育む教育の充実	
				2	豊かな心を育む教育の充実	
				3	健やかな体を育む教育の充実	
				4	学校給食の充実	
		2	安全で安心できる教育環境づくり	1	教育環境整備の充実	
				2	学校の適正規模・適正配置の推進	
				3	学校安全の推進	
				4	開かれた学校づくりの推進	
				5	情報化社会に対応した教育の推進	
		II	生涯を通して学び、スポーツに親しめる環境づくりを推進する (生涯学習編) (生涯スポーツ編)	1	年齢にとらわれずいきいきと暮らすための生涯学習活動	1
2	多様な学習機会の提供					
3	生涯学習施設の整備・充実					
4	高等教育機関等との連携協力					
2	地域で子どもたちを守り育てる環境づくり			1	青少年の健全育成活動の推進	
				2	家庭教育の推進	
3	市民が参加しやすいスポーツ環境の整備と推進体制の充実			1	スポーツ参加機会の拡充	
				2	特色あるスポーツ事業の展開	
			3	スポーツ・レクリエーション施設の充実		
			4	スポーツ指導者等の育成		
			5	総合型地域スポーツクラブへの支援		
III	心に豊かさをもたらす文化の保護と振興を図る (文化芸術編)		1	創造性を育む文化芸術活動の推進・継承	1	文化芸術に触れる機会の拡大
					2	市民の自主的な活動の支援
					3	子どもをはじめとする次世代の育成
			2	文化財の保護・活用	1	文化財の保護
		2			文化財の活用	
		3	市史編さん事業の推進	1	市史編さん事業の推進	
2	地域史料の保存と活用					

第4節 リーディング施策

リーディング施策の位置づけ

リーディング施策は、基本理念や基本方針を実現するために、本計画全体を先導していく施策や横断的に関連する施策を連携させることで相乗効果を発揮することを目的として位置付けます。

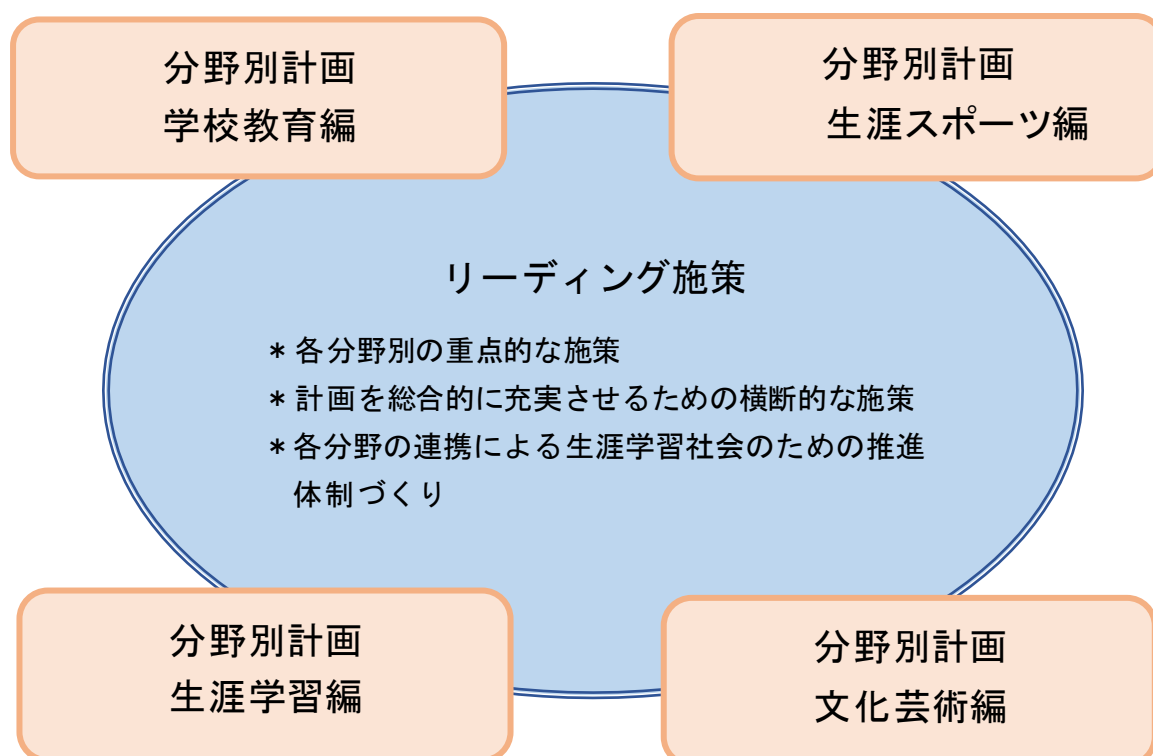
そのため、「たくましく生きる子どもたちを育成する学校教育」や「すべての市民の学習環境を充実し、それらの学習や活動成果を活かして互いが地域社会に参画する本市独自の生涯学習社会の構築」を目指すことが、重点課題となります。

そこで、本計画のリーディング施策は、学校教育、生涯学習、生涯スポーツ、文化芸術分野の充実を横断的に推進するとともに、学習成果や人材を活かす体制等を設定します。

具体的には、「学校と地域・家庭の連携の仕組みと学校教育を補完するための連携システム」や「生涯学習社会を構築するための連携体制」を創ることになります。

本計画では、2つのリーディング施策を設定します。

〔リーディング施策の位置づけのイメージ〕



〔生涯学習社会を構築するための本市のシステムづくり〕

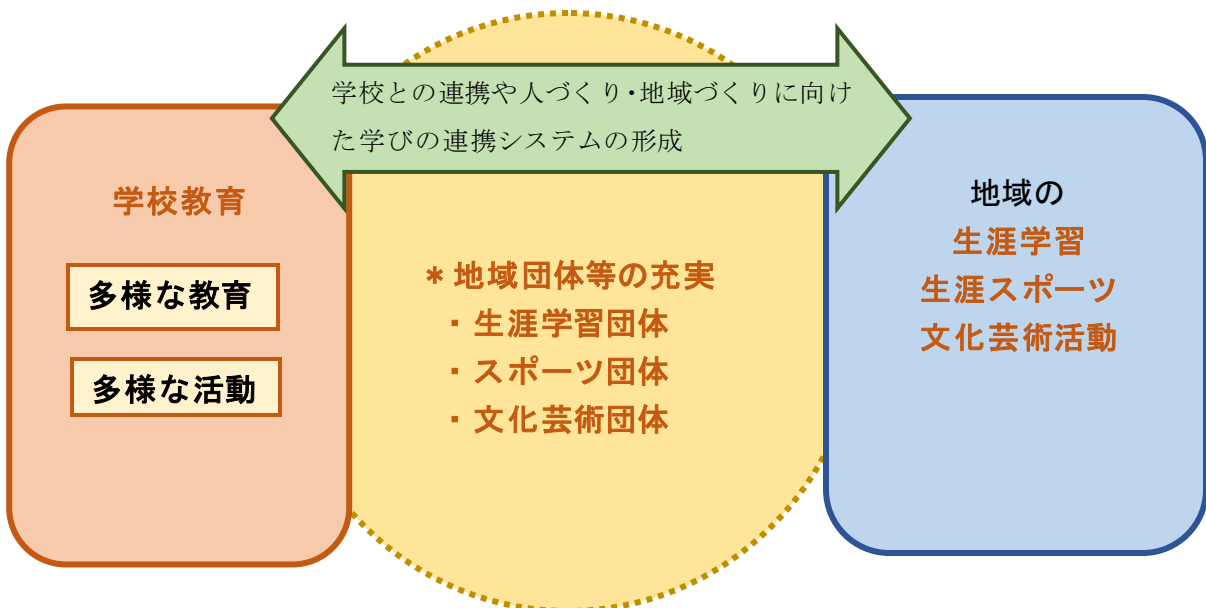
本市独自の生涯学習社会を構築するため、「学習の各分野の連携体制」づくりを推進していきます。

学校教育、生涯学習、生涯スポーツ、文化芸術分野における各分野の学習環境の充実、基本目標ごとの分野別計画で推進します。

「学習の各分野の連携体制」については、以下のステップで段階的に推進します。ただし、本計画では、ステップ1を目指します。

ステップ 1	学習の各分野の連携による充実
① 生涯学習、生涯スポーツ、文化芸術の各分野の連携や交流を推進します。 ② 各学習分野の連携を推進する仕組みなどを検討します。 ③ 学校と各学習分野が連携するための学びの連携システムを形成します。 ④ 生涯学習社会を推進するための各分野の連携体制を構築します。	
ステップ 2	学びの連携システムの推進
① 学校教育と各学習分野の連携を支援する学びの連携システムを構築します。 ② まちづくりや健康、福祉等の活動等との交流を推進します。	
ステップ 3	生涯学習社会の構築
① まちづくりや健康、福祉等と学びの連携システムとの連携や交流を推進します。 ② 学びの連携システムを核とした生涯学習社会を構築します。	

〔学びの連携システムのイメージ〕



リーディング施策 1 循環型生涯学習^(注1)のための基盤づくり

目指す方向性

- 市民の生涯学習、生涯スポーツ、文化芸術の学習や活動の成果を人づくり・地域づくりに活かす仕組みを構築します。
- 学校教育において必要な活動を学校と地域・家庭が連携・協力する仕組みを構築します。
- 本計画の目的である本市独自の生涯学習社会の構築のために、学校との連携を強化し、人づくり・地域づくりを推進します。

主な取り組み

- ① さわやかコミュニティ地域推進会議などを活用し、学校との連携を推進します。
- ② 市民アカデミーや出前講座などにより、人材の発掘に努めます。
- ③ 地域の生涯学習、生涯スポーツ、文化芸術の活動や人材の情報共有や交流を進めます。
- ④ 学校教育において必要な活動を学校と地域・家庭が連携・協力する仕組みを構築し、学校との連携を強化し、人づくり・地域づくりを推進します。

主な事業

- 地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業の充実
- 市民アカデミー
- 生涯学習まちづくり出前講座
- 放課後子ども教室
- 公民館・地域交流館主催事業

(注1) 循環型生涯学習：市民が自ら学び、自らを育てる自発的な学習活動を支援し、その学習の成果が社会活動に生かされ、次の新たな活動へと結びつく学習体制。

リーディング施策 2 市民だれもがいきいき暮らすための「知・徳・体の総合型教育^(注1)」推進

目指す方向性
<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民一人ひとりが、生活の質の向上と健やかな体と心を育む学びを推進します。 ■ 市民の生涯にわたる「知・徳・体の総合型教育」を推進するため、ライフステージに合わせた学びを構築します。 ■ 「知」「徳」「体」の学習を充実するため、学校教育と連携しながら、生涯学習、生涯スポーツ、文化芸術の各分野のライフステージに合わせた学びを充実します。
主な取り組み
<ol style="list-style-type: none"> ① 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を通じて、子どもから高齢者まですべての市民のスポーツや健康に対する関心を高めます。 ② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会キャンプ地誘致を通じて、海外チームと市民や学生とのスポーツ、文化などの交流を推進します。 ③ 子どもの頃から文化芸術に親しむ機会を増やすことや地域に根差した文化芸術活動を充実し、学校教育や生涯学習と連携しながら、「知」「徳」のライフステージに合わせた学びを充実します ④ 大学等と連携して、「知」「徳」「体」の連携方策を検討し、「総合型プログラム^(注2)」を作成する体制を検討します。 ⑤ 子どもの「総合型プログラム」を、将来的には関係各課と連携をとりながら、乳幼児の時期から高齢者までのプログラムとして作成し、市民の健やかな体と心を育む学びを推進することを検討します。
主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合型プログラム作成事業 ○ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に関連するスポーツ・文化・芸術イベントの推進 ○ 家庭教育学級の充実 ○ 文化芸術事業の充実 ○ 地域文化活動の支援

(注1) 知・徳・体の総合型教育：ライフステージに応じた「知」「徳」「体」の総合型の学習を、市民の一生を通じて支援する学習環境、本市独自の取り組み。

(注2) 総合型プログラム：ライフステージに応じた「知」「徳」「体」の総合型教育のためのプログラム。本市独自の取り組みとして開発予定。

第3章 分野別計画

基本目標 I 生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む
(学校教育編)

基本目標 II 生涯を通して学び、スポーツに親しめる環境づくりを推進する (生涯学習編・生涯スポーツ編)

基本目標 III 心に豊かさをもたらす文化の保護と振興を図る
(文化芸術編)

基本目標 I 生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む

(学校教育編)

現状と課題

- 国においては、教育改革の一環で、道徳の教科化や小学校における外国語の導入が決定し、学習指導要領が改訂され、平成 32 年度の全面実施に向けて準備を進めています。また、小中一貫校が制度化され、「義務教育学校」が新たな学校種として規定されました。本市においても、これらに対応する施策等の検討を進める必要も生じる可能性があります。
- 本市では、小中学校の大規模化と小規模化が同時に進行していることから、平成 27 年に設置した「印西市学校適正配置審議会」からの答申をもとに、平成 28 年 10 月に「印西市学校適正規模・適正配置基本方針」を策定しました。
- 平成 27 年に新教育委員会制度が施行され、「総合教育会議」が設置されたことより、今後も市長と教育委員会の連携により教育施策が推進されます。
- 子どもたちが将来、社会の形成者として他と協同し自らの能力を最大限に活かす生き抜く力を身につけられるよう、確かな学力の定着、豊かな人間性の育成、健康・体力の増進に向けた取り組みが重要となります。
- 学校の教育環境の向上のため、本市では、学校給食センターの整備、普通教室へのエアコン設置、学校施設老朽化対策等、教育施設・設備の整備に取り組んできました。今後も学校の教育環境の向上を計画的に進めることが必要となっています。
- 教育の質の向上に向けて、教職員の研修の充実を図る一方で、児童生徒の基礎学力習得に向けた教材開発、学習の手引等の作成に取り組む必要があります。
- いじめ、不登校、インターネット等による問題行動、虐待などを防ぐ、豊かな心の育成に向けて、情操教育や学習環境整備により、児童生徒の健全育成や心の教育に取り組むことが求められます。
- 2020 年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、スポーツへの関心だけでなく、健康教育、国際理解教育、障がい者に対する理解等の学校教育の各分野での活用も期待されます。
- 学校、家庭、地域及び関係機関との連携を強化し、学校が必要とする地域の教育力・教育資源を積極的に活用できる体制づくりが重要となります。

市民意向からみえる目指す方向

- * 幼稚園・小・中学校を通じた継続的な連携の推進。
- * ソフト面だけでなく、ハード面の計画的な改良（整備）。
- * 小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた取り組み。
- * 保育分野と連携しながら、幼稚園での保育ニーズを充足する取り組み。
- * 小・中学校を通じて継続的な「学力の定着」の一層の充実。
- * 実践的な研修、増加する若手教員への様々な支援、ミドルリーダー育成などの取り組み。
- * 自然環境、安全（防災・防犯）、運動やスポーツ、文化芸術体験、地域コミュニティ活動など、学校や子どもを核に幅広い分野で連携していくことにより、より多くの市民が参加する活動を地域の教育力の向上につなげていくこと。

基本目標の方向

- 道徳教育の充実や豊かな体験活動、芸術文化体験事業や読書活動の推進、教科体育の充実、運動部活動の推進や幼稚園・小・中学校の各種大会、食育や生活習慣作りなどを通して、健やかな心と体の育成に向けて取り組みます。
- 活力ある学校づくりのために、教育課題の調査、研究、開発を基盤として、特色ある教育課程の工夫、確かな学力の育成、校内研修の充実、指導法の工夫改善等を積極的に行います。
- 学校・家庭・地域の連携強化に向けて、子どもたちが安全で安心な学校生活を送れるような教育環境づくりを進めます。また、学校ホームページによる情報提供や学校支援ボランティア事業を中心に、地域に開かれた学校づくりに取り組みます。

施策の体系

施策		主な取り組み	
I-1	学ぶ力、豊かな心、健やかな体を育む教育の推進	1	学ぶ力を育む教育の充実
		2	豊かな心を育む教育の充実
		3	健やかな体を育む教育の充実
		4	学校給食の充実
I-2	安全で安心できる教育環境づくり	1	教育環境整備の充実
		2	学校の適正規模・適正配置の推進
		3	学校安全の推進
		4	開かれた学校づくりの推進
		5	情報化社会に対応した教育の推進

施策Ⅰ－１ 学ぶ力、豊かな心、健やかな体を育む教育の推進

施策の方向

- 子どもたちが変化の激しいこれからの社会を生き抜くことができるよう、知・徳・体の調和のとれた教育を推進します。
- 学力の向上、心の教育、健康に関わる教育を充実させるとともに、子どもたちが望ましい食習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じた食育を推進します。

目標指標

項目	現状 (H28)	目標 (H33)	目標設定の考え方等
教職員研修への参加延べ人数	868人	1,000人	教職員の指導力の向上を図り、子どもたちの確かな学力を育むため、現状よりも増やすことを目標とします。
一人あたりの学校図書館の貸出冊数	24.1冊	30冊	子どもたちが読書に親しみ、本を活用する力を伸ばすため、現状よりも増やすことを目標とします。
A L T の人数	11名	16名	子どもたちの英語力を伸ばすため、現状よりも増やすことを目標とします。
学校給食における食の指導の実施時数	296時間	320時間	子どもたちが望ましい食習慣を身に付け、心身の健全な発達を図れるよう、日々の給食を活用した食の指導を現状よりも増やすことを目標とします。

施策の体系

施策	主な取り組み	事業区分	主な事業			
I-1	学ぶ力、豊かな心、 健やかな体を育む教育の推進	1 学ぶ力を育む 教育の充実	1 個性や能力を伸ばす教育の推進	1 個性や能力を伸ばす教育の推進		
			2 確かな学力を育むための研修の充実	1 教職員研修（主任・層別等）の充実	2 指導法等の研修の充実	
				3 校内研修の支援		
				3 教育課題への指導・支援の充実	1 教育課題調査・研究・開発	2 教育研究団体支援事業
			4 幼児教育の充実		1 情報提供と学習機会の充実（幼稚園）	2 幼稚園・小学校・中学校の連携
				3 個に応じた教育の推進		
				5 読書活動の推進	1 学校図書館の資料の整備充実	2 市立図書館との連携事業の開催
			2 学校図書館の環境整備と機能の充実			
		3 国際理解教育の推進	1 国際理解教育の推進			
		7 特別支援体制の充実	1 特別支援体制の充実	2 就学指導の推進		
			8 キャリア教育の推進	1 キャリア教育の推進		
		2 豊かな心を育む 教育の充実	1 情操教育の充実	1 道徳教育の充実	2 人権教育の推進	
				2 体験活動の推進	1 体験活動の充実	
				3 郷土愛を育む教育の推進	1 郷土愛を育む教育の推進	
			4 きめ細やかな教育支援の推進	1 適応指導教室事業の推進	2 教育相談の充実	
		3 健やかな体を育む 教育の充実		1 学校体育の充実	1 学校体育の充実	2 運動部活動の充実
			2 学校保健衛生の充実		1 健康教育の推進	2 学校保健会の活動の充実
				3 健康診断の実施と事後措置の徹底	4 小児生活習慣病の予防	
				5 口腔衛生事業の推進	6 保健室機能の充実	
				7 学校環境衛生の充実		
				4 の充実 学校給食	1 学校給食の充実	1 食に関する指導の推進

主な取り組みと事業

取り組み I - 1 - 1 学ぶ力を育む教育の充実

個性や能力を伸ばす教育の推進	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内全教員が学習指導案を作成して授業研修を行います。 ◆ 思考力・判断力・表現力の育成に向け、きめ細やかな指導を目指します。 ◆ 「生きる力」の基盤となる自己表現力の育成を図るため、国語科を軸として、各教科の連携を図り、指導法の工夫に努めます。
主な事業	
事業名	事業概要
個性や能力を伸ばす教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学級経営相談支援の実施 ○漢字級別認定テスト「印西漢字マスター」の実施 ○計算力認定テスト「ILM」の実施 ○社会科ワークテストの作成及び活用 ○生徒指導の機能を重視した「わかる授業」展開の推進 ○基礎学力向上のための取り組みの推進 ○個に応じた指導方法の工夫・改善及び指導体制の充実 ○ICTを活用した授業づくりの推進と支援 ○学力向上プロジェクトの実施 ○学校支援ボランティア・学生ボランティアの活用 (順天堂大学、秀明大学、日本医科大学看護専門学校等との連携) ○教職インターンシップ「あすなる先生」の派遣(秀明大学との連携) ○デジタル教材の効果的な活用

確かな学力を育むための研修の充実

方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 多様化する教育課題に対応するために、研修体制を更に充実させ、教職員の資質・力量を高めるよう努めます。 ◆ 教職員の指導力向上と児童生徒の自立のため、研修機会の拡大と最新の教育課題に応じた各種研修活動を充実します。 ◆ 指導法や教材教具の工夫、評価のあり方、情報教育機器の活用等の観点からも指導助言を行い、学力向上に努めます。 ◆ 各学校での研修において、指導法の改善の手立てとして最新の情報を伝える等、指導助言を充実します。 ◆ 若年層教職員・新規採用教職員へ研修等での支援に努めます。
主な事業	
事業名	事業概要
教職員研修（主任・層別等）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○教頭研修会の開催 ○教務主任研修会の開催 ○学年主任等研修会の開催 ○生徒指導担当者研修会の開催 ○情報教育研修会の開催 ○国際理解教育担当者研修会の開催 ○学校図書館担当者研修会の開催 ○体育主任研修会の開催 ○安全主任研修会の開催 ○養護教諭研修会の開催 ○特別支援教育コーディネーター研修会の開催 ○教育相談研修会の開催 ○道徳教育授業実践研修会の開催 ○若年層研修会の開催
指導法等の研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○全教科教材研究等に関する研修会の開催 ○学習指導法等に関する研修会の開催 ○実技研修会の開催 ○ICT実技研修会及びICT活用研修会の開催 ○特別支援教育研修会の開催 ○人権教育研修会の開催 ○授業相談支援の実施 ○各種出前授業の開催
校内研修の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○授業研修での指導・助言 ○評価についての研修の支援

教育課題への指導・支援の充実	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学力検査等を分析し学習過程、学習内容、学習方法の例を示し、指導に活用します。 ◆ 特色を持って取り組んでいる教育活動を支援します。 ◆ 教職員による自主的研究団体の活動を支援します。
主な事業	
事業名	事業概要
教育課題調査・研究・開発	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎学力調査と活用 ○教育に関する調査・研究・開発 ○研究校等、特色ある教育活動への支援 ○教材の研究開発 ○教科指導法の指導・支援
教育研究団体支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員による自主講座の開催 ○市教育研究会運営支援 ○市教育研究会への指導・助言 ○各研究団体の活動支援

幼児教育の充実	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 人間形成の基礎が培われる極めて重要な幼児期において、幼児一人ひとりの望ましい発達を促すため、家庭や地域と連携し、幼児教育の充実を図るため、職員や保護者への情報提供や、学習機会の拡充に努めます。 ◆ 同じ中学校区内の小学校、中学校と連携し、子どもたちの交流や職員間の情報交換を強化し、幼児教育を充実します。 ◆ 特別な支援を必要とする子どもたちの健やかな成長、発達を目指し、一人ひとりの教育的ニーズに応じて支援します。
主な事業	
事業名	事業概要
情報提供と学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育に関する様々な情報の提供 ○園外研修等への積極的な参加 ○組織的・計画的な園内研修の推進 ○保護者会や地域懇談会の開催
幼稚園・小学校・中学校の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○職場見学や体験を通しての交流 ○諸行事を通じての交流 ○情報交換会の開催
個に応じた教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども発達センター、健康増進課等との連携 ○介助や指導補助のための非常勤職員の配置 ○相談支援ファイルを活用した早期就学相談の実施

読書活動の推進

方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自ら進んで本を手にする子どもを育てるために、読書環境を整備し、読書指導の工夫に努めます。 ◆ 学校図書館システムの有効な活用や学校図書館の整備に努めます。 ◆ 学校図書館と市立図書館との連携を深め、多方面から子どもたちの読書活動を支えます。 ◆ 学校図書館司書の配置を推進し、子どもたちが読書に興味を持ち、利用しやすい学校図書館づくりに努めます。
主な事業	
事業名	事業概要
学校図書館の資料の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ○学校図書館システムの活用による学校間貸し出しの推進 ○計画的な図書資料の選定と購入 ○蔵書点検の実施
市立図書館との連携事業の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○学校図書館担当者会議、学校図書館司書連絡会での情報交換 ○市立図書館からの団体貸し出しの利用促進 ○スクール便貸し出し事業 ○図書館司書研修会の開催
学校図書館の環境整備と機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○学校図書館司書の適切な配置 ○学校図書館司書連絡会の定期的な開催

国際理解教育の推進

方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自国のみならず他国の文化や伝統の理解を深め、国際社会で求められる資質・能力を養います。 ◆ 外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めます。 ◆ 国際理解教育担当者、小学校外国語活動、英語科に対しての研修会をさらに充実させ、外国語指導助手（ALT）、日本人英語教育コーディネーターの効果的な活用及び授業の改善・工夫を図ります。 ◆ オリンピック・パラリンピック東京大会の機会を捉え、国際理解教育を推進します。 ◆ 外国人子女や帰国子女の日本語補助指導のために日本語指導員を必要に応じて配置します。 ◆ 日本語指導員や学校へ支援資料の提供を行います。
主な事業	
事業名	事業概要
国際理解教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○外国語指導助手（ALT）及び日本人英語教育コーディネーターの活用 ○日本語指導員の派遣 ○小学校高学年における英語教育の充実 ○小中学生対象の英語研修会（イングリッシュ・トレセン）の実施

特別支援教育の推進

方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発達障害を含む障がいをもつすべての児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するため、その能力や可能性を最大限に伸長するよう、一人ひとりの教育的ニーズの把握と支援に努めます。 ◆ 乳幼児期からの一貫した相談体制を整えるため、関係機関との連携を図り、就学指導の充実に努めます。
主な事業	
事業名	事業概要
特別支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○個別指導計画の作成と活用 ○学習指導員の配置 ○介助員の配置 ○校内支援体制の充実 ○家庭、医療、関係機関等との連携 ○適応指導教室との連携 ○研修会の開催
就学指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○就学指導委員会の開催 ○早期就学相談の実施 ○関係課（障がい福祉課・健康増進課・保育課・子育て支援課・指導課）担当者会議の実施

キャリア教育の推進

方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基礎となる能力や態度を育てることを通してキャリアの発達を促します。 ◆ 学校と地域社会との円滑な接続を図りながら、キャリア教育を発達段階に応じて推進します。
主な事業	
事業名	事業概要
キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校職場体験学習の実施と小学校職場見学学習の支援 ○地域の企業、職業人との連携

取り組み I - 1 - 2 豊かな心を育む教育の充実

情操教育の充実	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 豊かな情操や規範意識、自他ともに尊重し命を大切にする心、公共心、伝統や文化を尊重する心など、児童生徒の人格形成の基盤となる道徳性を育成するため、道徳の時間を要とした教育活動全体を通して道徳教育を推進します。 ◆ 自尊感情を高め、自他ともに大切にすることを育成するため、差別やいじめを許さず、日常的に人権教育を推進します。 ◆ 幅広い音楽活動や日本の伝統芸能の鑑賞を通して、豊かな情操を養います。
主な事業	
事業名	事業概要
道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育全体計画の改善と校内推進体制の充実 ○道徳教育授業実践研修会の開催
人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育全体計画の改善と心を育てる教育の充実 ○人権教育研修の実施 ○いじめに関するアンケートの定期的な実施 ○家庭・地域や関係機関との連携による人権意識の啓発
文化芸術体験事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○さわやかハートフルコンサートの開催 ○小学校芸術鑑賞教室の開催

体験活動の推進	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自主性やコミュニケーション能力、思考力や発想力、判断力や行動力などを育むとともに、人間性、感性に訴えかける心の教育のために、豊かな体験活動を推進します。
主な事業	
事業名	事業概要
体験活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○奉仕等体験活動の実施 ○自然科学体験学習の実施 ○みどりの少年団活動の推進 ○親子体験教室の実施

郷土愛を育む教育の推進	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域をよく知り、母校を愛する心、地域を大切にする心を育てるため、郷土愛を育む教育を推進します。
主な事業	
事業名	事業概要
郷土愛を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各小・中学校に設置している「歴史資料室」内容の充実 ○地域の伝統芸能の体験

きめ細やかな教育支援の推進	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 教育相談やグループ活動を通して、自我の確立及び集団生活への適応を図り、在籍する学校への復帰の足がかりとなるよう努めます。 ◆ 在籍学校や保護者と連絡を取り、学校復帰の足がかりや社会に向けた自立を目指します。 ◆ 教育相談室と電話相談室をそれぞれ確保し、来談者が安心して相談できるように努めます。 ◆ 適応指導教室に通っている児童生徒も必要に応じて、教育相談室を活用できるように努めます。 ◆ 相談内容によって、学校やスクールカウンセラー、医療機関等と連携し、課題の解決に向けて支援するように努めます。 ◆ 学校の諸問題の解決に向け、助言・指導に努めます。
主な事業	
事業名	事業概要
適応指導教室事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○適応指導教室の充実 ○適応指導教室連絡会の実施
教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○面接相談・電話相談の充実 ○不登校児童生徒等の相談の充実 ○関係機関との連携 ○訪問指導の充実 ○スクールカウンセラー等の活用 ○学校の諸問題に対する助言・指導

取り組み I - 1 - 3 健やかな体を育む教育の充実

学校体育の充実	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育てるために、体育授業を中心とした教育活動全体を通して運動やスポーツの楽しさや喜びにふれさせ、体力・運動能力の向上を図ります。 ◆ 運動部活動を通して、責任感や連帯感など望ましい人間関係を形成するとともに、個々の特性や能力の伸長を図ります。
主な事業	
事業名	事業概要
学校体育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○体育主任会議、体育科研修会の開催 ○小学校駅伝競走大会の開催 ○中学校武道学習における外部指導者の活用 ○授業や大会等における順天堂大学との連携強化 ○運動に親しむ能力を育成するための授業改善指導
運動部活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○部活動サポート事業による指導者派遣 ○部活動補助金交付事業による経済的支援

学校保健衛生の充実

方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童生徒及び学校職員の健康の保持増進を図るため、健康教育に必要な教材を整備し、保健指導の充実を図ります。 ◆ 学校医や学校歯科医、学校薬剤師の協力を得て、学校保健の推進及び調査研究に努めます。 ◆ 学校保健安全法に基づき、健康診断を実施することにより健康状態を把握し、計画的な保健指導に努めます。 ◆ 小児生活習慣病予防検診及び予防教室・事後指導を実施し、小児生活習慣病の予防に努めます。 ◆ 歯と口の健康を推進するため、歯科保健指導の充実に努めます。 ◆ 児童生徒の心身の健康の保持増進を図るため、保健室を整備し、カウンセリング機能の充実を図ります。 ◆ 児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、環境衛生検査を実施し、学校環境の改善に努めます。
主な事業	
事業名	事業概要
健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保健指導教材の整備 ○薬物乱用防止教育の推進
学校保健会の活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○学校医、学校歯科医、学校薬剤師との連携 ○各専門部会（学校薬剤師、栄養士、養護教諭）の活動の支援 ○「印西市の学校保健」（小冊子）と学校保健会報の発行
健康診断の実施と事後措置の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前児・児童・生徒の健康診断の実施 ○健康診断結果の集計と分析 ○個別指導の充実（治療勧告）
小児生活習慣病の予防	<ul style="list-style-type: none"> ○小児生活習慣病予防検討部会の開催（学校医、養護教諭、栄養教諭等） ○小児生活習慣病予防検診の実施（小学校5年生、中学校1・3年生対象） ○養護教諭、栄養教諭等による小児生活習慣病予防教室及び事後指導・個別相談の実施
口腔衛生事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校歯科保健検討部会の開催（学校歯科医、養護教諭、歯科衛生士等） ○学校歯科医、歯科衛生士等による歯科相談・ブラッシング指導の実施
保健室機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○保健室の整備 ○健康相談の実施
学校環境衛生の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○環境衛生検査の実施（水質検査、照度検査、空気検査等）

取り組み I - 1 - 4 学校給食の充実

学校給食の充実	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもたちが望ましい食習慣を身に付け、健康的な生活習慣を形成するために食育を推進します。 ◆ 成長期にある児童生徒の健康の増進、体力の向上を図るために、バランスのとれた栄養豊かな学校給食を提供します。
主な事業	
事業名	事業概要
食に関する指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「印西市食育ミニマム^(注1)」や食に関する指導の全体計画に基づいた組織的な指導 ○栄養教諭、養護教諭、学級担任等の連携による食育指導 ○栄養指導教室の開催（全小学校1・3年生、希望する小学校2・4・6年生に実施） ○生活習慣病予防教室の開催（全小学校5年生・全中学校1年生対象） ○家庭・地域と連携した食育の推進 ○ちば食育ボランティア、ちば食育サポート企業の活用
学校給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○献立の工夫と改善 ○衛生管理の徹底 ○給食残さい等の再資源化 ○食物アレルギーへの対策 ○学校給食センター老朽化への対応

（注1）食育ミニマム：児童生徒の望ましい食習慣の形成を目指し、発達段階に応じた食育を継続して計画的に行うための本市が独自に作成した指導活用資料。

施策 I - 2 安全で安心できる教育環境づくり

施策の方向

- 子どもたちが安全で安心できる生活を送り健やかに成長できるよう、学校施設や教育環境を整備します。
- 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、学校・家庭・地域の連携による開かれた学校づくりを推進するとともに、地域の持つ教育力を活かした教育活動の充実を図ります。

目標指標

項目	現状 (H28)	目標 (H33)	目標設定の考え方等
学校メール配信システムの登録率	95.4% (H28.8)	100%	現状よりも登録率を増やすことを目標とします。
ホームページアクセス数(全学校合計)	約300万件 (H29.1)	上昇	前年度よりも増加させることを目標とします。
学校支援ボランティアの活用率	95.3% (H28.9)	100%	ボランティア数を増やしつつ、有効に活用していくことを目標とします。

施策の体系

施策		主な取り組み		主な事業	
I-2	安全で安心できる教育環境づくり	I-2-1	教育環境整備の充実	1	安全な学校・幼稚園施設の充実
		I-2-2	学校の適正規模・適正配置の推進	1	学校の適正規模・適正配置の推進
		I-2-3	学校安全の推進	1	安全教育の充実
				2	児童生徒・園児の安全確保
				3	通学路の安全確保
				4	学校管理下における災害共済給付
I-2-4	開かれた学校づくり	1	学校情報公開と地域の連携		
I-2-5	情報化社会に対応した教育の推進	1	教育関係資料収集・活用・教育広報		
		2	情報教育及びICT活用の推進		

主な取り組みと事業

取り組み I - 2 - 1 教育環境整備の充実

学校・幼稚園施設の充実	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童生徒・園児の安全で快適な教育環境を確保するとともに、学校施設や幼稚園施設の機能を維持し、長寿命化を図るための改修工事を進めます。 ◆ 快適な学校生活、教育環境を確保するため、中学校のトイレの洋式化工事を進めます。 ◆ 良好な学習環境を確保するため、管理・教材備品等を整備します。
主な事業	
事業名	事業概要
安全な学校・幼稚園施設等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校の大規模改修工事 ○中学校のトイレ洋式化工事 ○管理・教材備品等の整備

取り組み I - 2 - 2 学校の適正規模・適正配置の推進

学校の適正規模・適正配置の推進	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童生徒にとってより良い環境を整え、教育の質の向上を図るため、学校の適正規模・適正配置を推進します。
主な事業	
事業名	事業概要
学校の適正規模・適正配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校適正規模・適正配置基本方針における検討対象校の適正化に向けた検討と調整 ○学校適正配置審議会の開催

取り組み I - 2 - 3 学校安全の推進

学校安全の推進	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交通事故や不審者等による犯罪、災害等から児童生徒・園児を守るために「自ら身を守る児童生徒・園児」の育成を図ります。 ◆ 緊急時に児童生徒・園児が適切な行動をとれるよう、避難行動に関する指導や訓練の充実に努めます。 ◆ 児童生徒・園児の安全を確保するために、各学校において防災計画の作成や定期的な安全点検を実施するとともに、安全主任研修会等を通して教職員の質の向上を図ります。 ◆ 通学路の安全を確保するために、各学校・関係諸団体の協力を得ながら危険箇所を抽出し、警察・道路管理者等と連携しながら対応を進めます。 ◆ 学校管理下において児童生徒に災害（負傷・疾病等）が発生した場合の対応として、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入と活用を図ります。
主な事業	
事業名	事業概要
安全教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全教室の実施（幼・小・中学校） ○防犯教室の実施（幼・小・中学校） ○避難訓練の実施（幼・小・中学校）
児童生徒・園児の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○防災計画・学校安全マニュアルの見直しと定期的な施設点検の実施に関する指導・助言 ○防犯ブザーの貸与（小学新入生対象） ○メール配信システムの活用（幼・小・中学校等） ○防災行政無線を活用しての見守り活動の推進（児童の声） ○安全主任等研修会の開催 ○「こども110番の家」の推進 ○台風・雷雨・竜巻等自然災害対応安全指導の充実 ○理科薬品の安全管理の指導
通学路の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な通学路安全点検の実施と警察・道路管理者等と連携した対応 ○児童・保護者・教師の点検による全小学校区の安全マップの作成及び関係機関への配布
学校管理下における災害共済給付	<ul style="list-style-type: none"> ○日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入の推奨 ○災害給付手続きに関する学校への情報提供及び指導

取り組み I - 2 - 4 開かれた学校づくり

開かれた学校づくりの推進	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内小・中学校のホームページの一層の充実に取り組みます。 ◆ 緊急時の迅速な情報配信と保護者の利便性を高めるため、保護者向け情報配信システムをより有効活用するよう努めます。 ◆ 全小・中学校において学校評価を行い、その結果を次年度の学校づくりに反映させ、よりよい学校経営に努めます。
主な事業	
事業名	事業概要
学校情報公開と地域の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○学校ホームページを活用した学校広報の充実 ○教育センターホームページを活用した各学校の取り組みの共有化 ○地域人材の活用（学校・家庭・地域の連携） ○学校評価による学校教育の改善 ○学校公開授業の推進

取り組み I - 2 - 5 情報化社会に対応した教育の推進

教育の情報化の推進	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内教職員が教育資料を共有できる仕組みを整え、研修を通して周知を図るとともに、充実した資料の活用と業務のスリム化を目指します。 ◆ 研修体制をさらに充実し、校務へのICT^(注1)活用を促進するように努めます。 ◆ 学校図書館システム利用について研修を充実させ、一層有効に活用されるように努めます。 ◆ 授業におけるコンピュータや電子黒板などの活用を支援し、児童生徒のICTリテラシー^(注2)と情報モラルの向上に努め、ICTを取り入れた授業がより積極的に実践されるよう支援します。 ◆ 印西市小・中学校セキュリティポリシーを遵守し、情報の安全かつ効果的な利用を図ります。 ◆ 市内小・中学校の教育活動をより充実させるため、教育センターから積極的に教育情報を発信します。
主な事業	
事業名	事業概要
教育関係資料収集・活用・教育広報	<ul style="list-style-type: none"> ○教育資料の収集・活用・提供 ○学校間グループウェアと文書管理システムを活用した教育関係資料・各種文書の電子化及び共有化 ○教育センターホームページによる教育広報推進 ○学校ホームページ及びメール配信システムの広報的機能強化 ○SNS等対応ネットリテラシー^(注3)教育の充実
情報教育及びICT活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○教科指導用ICT関連環境整備の充実 ○校務システムの機能充実 ○校務システムを活用した学籍、成績、保健等の校務情報化推進 ○公簿や文書、教育情報の電子化の推進 ○各システムやサーバー・端末等の適正な運用管理 ○情報セキュリティポリシー遵守の徹底 ○教育CIO^(注4)の配置、ヘルプデスク設置 ○情報教育及び教科におけるICT活用に関する研修の実施及び各学校への出前講座実施 ○学校図書館システムの活用推進

(注1) ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。コンピュータ技術の活用を意味する。

(注2) ICTリテラシー：情報化社会に対応するために、コンピュータやインターネット技術を正しく使いこなすための知識や能力。

(注3) SNS等対応ネットリテラシー：SNS（人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス）等を正しく理解し、使用できる能力の教育。

(注4) CIO：教育の情報化（教育委員会、学校など全体）を統括する者

基本目標 Ⅱ 生涯を通して学び、スポーツに親しめる環境づくり を推進する （生涯学習・生涯スポーツ編）

現状と課題

- 生涯学習では、「印西市生涯学習まちづくり推進計画」により、市民自らの学習機会の充実に努めてきましたが、今後は、さらに学習機会を充実するとともに、学習成果が地域社会に活かせるよう、生涯学習の体制づくりを産学官民の連携や協力により推進することが求められます。
- 今後、高齢者が急激に増加することが考えられることから、生きがいや自己実現につながる生涯学習に対する市民のニーズが一層高まることが予想されます。
- 生涯学習社会への期待が高まる中、市民アカデミーや出前講座等により、人材育成を図るとともに、地域ぐるみさわやかコミュニティのような中学校区を中心とした学校と生涯学習や文化芸術活動の連携も必要となります。
- スポーツ・レクリエーションについては、健康・体力の増進だけでなく、友人や家族間の交流、中高年者の健康・生きがいづくりなど、多様な点からニーズが高まっています。
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催は、市民のスポーツへの興味を掻き立て、スポーツへの参加や推進を図る好機でもあると同時に、未来に羽ばたく選手の育成の絶好の機会でもあります。
- 生涯学習施設等における活動の支援に加え、今後は、高齢者等が地域社会の中での生きがいづくりにつながる活動への支援が求められます。
- 生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動を通じて、子どもたちの安全を守り、地域の力で健全に育てていくことも重要となっています。
- 家庭教育学級では、地域性による学校規模の格差などの課題を含め、内容面で実効性のある家庭教育について検討していく必要があります。
- スポーツ・レクリエーション活動支援として松山下公園を拠点にスポーツ教室や健康づくり講座を開催していますが、参加者が固定化しつつあり、今後は広く市民が参加できるよう、年代や体力に応じたスポーツ環境を整えていく必要があります。
- アンケート結果では、「健康である」と感じる人が90%近くになっていますが、これからの高齢化社会を見据えて、子どもからお年寄りまで取り組める「知」「徳」「体」の学習環境を構築し、市民が健やかな体を育めるシステムづくりの検討も必要と考えられます。
- 生涯学習施設の老朽化に伴い、計画的な改修を行い維持する必要があります。

市民意向からみえる目指す方向

- * 生涯学習がどういうものかを周知し、気軽に実践できる意識付けを行うこと。
- * 自分に適した生涯学習を相談できるカウンセラーやコーディネーターの配置や、仕事、育児、介護に役立つ学習プログラムを新しい手法を含めて検討すること。
- * 講座・講習の情報を欲しい人に欲しい情報を迅速に提供。
- * 地域貢献自体を目的とする生涯学習プログラムの検討、生涯学習講座の卒業生の自主サークル活動の支援、個人と地域の間をつなぎ役となるコーディネーターやカウンセラーの育成。
- * 「市民の心身の健康増進」という成果に向け、関係課との連携の下で継続的な改善を進めていくこと。
- * 地域で子どもや親子が安全に活発に身体を動かす機会を創出。
- * 意識的に身体を動かすための動機づけ、具体的なプログラムの開発・普及、地域への指導者の派遣・育成などの積極的な展開。
- * 施設の利便性向上や機能強化。
- * 異分野の団体がスポーツイベントに参加するような団体同士の連携、スポーツを通じた多世代の交流など、地域活動や団体の活動のひとつにスポーツを組み入れること。

基本目標の方向

- 目まぐるしく変化する社会環境に市民が適切に対応していけるよう、いつでもどこでもだれもが、生涯にわたりさまざまな分野で学び続けられる生涯学習のまちづくりを推進します。
- 地域の子どもたちを地域で守り育てるために、青少年健全育成活動や家庭教育を推進します。
- 「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」を推進します。
- 子どもから高齢者までが心身ともに健康で明るく生活できるよう、多様なスポーツ・レクリエーションが楽しめる環境づくりを進めます。

施策の体系

施策		主な取り組み	
Ⅱ-1	年齢にとらわれずにいきいきと暮らすための生涯学習活動	1	生涯学習情報の充実
		2	多様な学習機会の提供
		3	生涯学習施設の整備・充実
		4	高等教育機関等との連携協力
Ⅱ-2	地域で子どもたちを守り育てる環境づくり	1	青少年の健全育成活動の推進
		2	家庭教育の推進
Ⅱ-3	市民が参加しやすいスポーツ環境の整備と推進体制の充実	1	スポーツ参加機会の拡充
		2	特色あるスポーツ事業の展開
		3	スポーツ・レクリエーション施設の充実
		4	スポーツ指導者等の育成
		5	総合型地域スポーツクラブへの支援

施策Ⅱ－１ 年齢にとらわれずにいきいきと暮らすための生涯学習活動

施策の方向

- 子どもから高齢者まで市民一人ひとりが自ら学び、生きがいや自己実現などにつながる生涯を通しての学習ができる環境づくりを進めます。
- 退職して地域に関心のある高齢者等が地域での役割を見つけていけるような支援や、多様な学習機会の提供、市民主体の生涯学習活動の支援を充実します。
- 活動する場としての公民館や図書館などの生涯学習施設の整備・充実や指導者の確保、高等教育機関との連携などを進め、生涯学習推進体制の充実を図ります。
- 学習成果が地域社会に活かせるよう、生涯学習の体制づくりを産学官民の連携や協力により推進するとともに、地域ぐるみさわやかコミュニティ等を活用し、中学校区を中心とした学校と生涯学習や文化芸術活動が連携するコミュニティづくりを進めます。

目標指標

項目	現状 (H28)	目標 (H33)	目標設定の考え方等
講座等への参加者数 (年間延べ)	30,853人	31,000人	多くの市民に参加していただける講座をコーディネートし、参加者数の増加を目標とします。
公民館及び中央駅前地域交流館定期利用団体数	225団体	230団体	利用団体の登録者数の増加を目標とします。
市民1人あたり図書館貸出点数 (視聴覚資料を含む)	8.7点	9.7点	これまでの実績等から約1.0点(冊)の増加を目標とします。
大学との連携事業数	2事業	3事業	事業の増加を目標とします。
公民館及び中央駅前地域交流館の年間利用者数	234,293人	235,000人	利用者数の増加を目標とします。

施策の体系

施策		主な取り組み		主な事業	
Ⅱ-1	年齢にとらわれずにいきいきと暮らすための生涯学習活動	Ⅱ-1-1	生涯学習情報の充実	1	生涯学習ガイドの発行
		Ⅱ-1-2	多様な学習機会の提供	1	市民アカデミーの充実
				2	公民館・地域交流館主催事業の充実
				3	図書館サービスの充実
				4	視聴覚資料を活用した学習機会の充実
				5	生涯学習まちづくり出前講座の実施
		Ⅱ-1-3	生涯学習施設の整備・充実	1	生涯学習環境の整備・充実
		Ⅱ-1-4	高等教育機関等との連携協力	1	産学官民の連携・協力
				2	社会教育関係団体の支援

主な取り組みと事業

取り組みⅡ－１－１ 生涯学習情報の充実

生涯学習情報の提供	
方向	◆ より多くの方が生涯学習に関する情報を活用できるように、生涯学習に関する情報を収集し、生涯学習ガイドとして冊子と市ホームページで情報を提供します。
主な事業	
事業名	事業概要
生涯学習ガイドの発行	○生涯学習ガイドの発行 ○冊子内容を市ホームページで提供

取り組みⅡ－１－２ 多様な学習機会の提供

多様な学習機会の提供	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 印西市の行政・福祉・教育・歴史・文化などを幅広く学び、ともに学ぶ仲間をつくる市民アカデミーを充実させ、卒業後は、学習成果をまちづくりに活かせるように、活動の支援や公民館などの事業での協働を進めます。 ◆ 市民が充実した生活を送るために、社会や地域の課題・要望をとらえて、対象に合わせて講義や体験等のさまざまな形態で行う公民館・地域交流館事業を充実します。 ◆ 教養の向上とともに、ふるさとへの理解を深めるために、図書・視聴覚資料などの貸出や利用者の求める情報や資料を提供するレファレンスサービス等の図書館サービスを充実します。 ◆ 市民のさまざまな学習要望に応えるとともに、日時・場所・内容を市民自らが選ぶことで参加しやすい環境を提供することにより、学習機会を増やし、市民参画のきっかけとなる生涯学習まちづくり出前講座を行います。
主な事業	
事業名	事業概要
市民アカデミーの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市民アカデミーの充実 ○市民アカデミープロジェクトチームによる学習計画の充実・運営 ○公民館・地域交流館などの事業での活用の充実
公民館・地域交流館主催事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市民ニーズや社会的課題をとらえた事業の実施 ○子ども対象事業の充実 ○大人対象事業の充実 ○団体や行政等との共催事業の充実
図書館サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○図書・視聴覚資料などの貸出 ○レファレンスサービス・事業・資料の充実
生涯学習まちづくり出前講座の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○学習機会を増やし、市民参画のきっかけとなる生涯学習まちづくり出前講座の充実

取り組みⅡ－１－３ 生涯学習施設の整備・充実

生涯学習環境の整備・充実	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 誰もが快適・安全に生涯学習に取り組めるように、生涯学習・社会教育施設の計画的な維持・改修などを行い、機能の充実を図ります。 ◆ 社会教育主事や社会教育指導員、家庭教育指導員等を配置し、学習に関する助言などを実施します。
主な事業	
事業名	事業概要
生涯学習環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館・地域交流館や図書館の適正な維持・改修 ○生涯学習機能の充実 ○社会教育主事等の配置

取り組みⅡ－１－４ 高等教育機関等との連携協力

生涯学習推進体制の充実	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ より高度な専門知識を学ぶ機会を提供するために、大学などの高等教育機関や企業などとの連携・協力を努めます。 ◆ 市民・市民団体と連携・協力し、生涯学習を推進します。 ◆ 市民が力を合わせて活動するために、積極的に市民活動を行う社会教育関係団体を支援します。 ◆ ボランティアの育成や地域で活動する個人・団体のネットワーク化に努めます。
主な事業	
事業名	事業概要
産学官民の連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> ○大学などの高等教育機関や企業などとの連携・協力 ○市民・市民団体との連携・協力
社会教育関係団体の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育関係団体の支援 ○ボランティアの育成や地域で活動する個人・団体のネットワーク化の推進

施策Ⅱ－２ 地域で子どもたちを守り育てる環境づくり

施策の方向

- 子どもたちが安全・安心、健やかに成長できるよう、青少年の健全な育成に向けた活動を地域ぐるみで推進します。

目標指標

項目	現状 (H28)	目標 (H33)	目標設定の考え方等
こども110番協力家庭・事業者数	1,650件	1,700件	協力についてより多くの方が参画しやすいよう、事業の周知を図ります。
家庭教育学級参加者数	3,692人	3,800人	事業内容を工夫し、参加者数が増加することを目標とします。

施策の体系

施策		主な取り組み		主な事業	
Ⅱ－２	地域で子どもたちを守り育てる環境づくり	Ⅱ－２－１	青少年の健全育成活動の推進	1	「こども110番の家」の推進
				2	青少年健全育成大会の実施
				3	地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業の充実
				4	放課後子ども教室の推進
				5	成人記念式典の実施
				6	子ども読書活動の推進
	Ⅱ－２－２	家庭教育の推進	1	家庭教育学級の充実	

主な取り組みと事業

取り組みⅡ－２－１ 青少年の健全育成活動の推進

青少年の健全育成活動の充実	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域ぐるみで犯罪を予防し、子どもたちを凶悪な犯罪から守るこども110番運営委員会等を支援し、安心して暮らせる地域づくりを支援します。 ◆ 複雑化する社会と青少年問題に対応し、青少年を健全に育成するために、「社会を明るくする運動」などと連携し、親と子どもが参加し、考える機会となる青少年健全育成大会を実施します。 ◆ 子どもたちを守り、育てる地域社会を構築するために、中学校区ごとに学校や地域で活動する団体が協力し、コミュニティづくりと生活環境の整備を図る地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業を支援します。 ◆ 子どもたちの社会性やコミュニケーション能力を育むために、地域との関わりを深め、世代を超えて交流する地域の高齢者や大人、異年齢の子どもが関わる事業を実施します。 ◆ 成人を自覚し、親の保護から離れ、自立しようとする青年を祝い、励ますために、成人記念式典を実施し、新成人が運営スタッフとなり、企画・運営に携わることで、社会参加のきっかけとなるよう努めます。 ◆ 自ら考えて判断する力と社会で生きるための知識や技能を身につけるために、子どもの知性や感性を豊かにし、コミュニケーション能力や共感する心を育む子どもの読書活動を推進します。
主な事業	
事業名	事業概要
「こども110番の家」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○こども110番運営委員会などの支援 ○こども110番ステッカー・看板の提供 ○こども110番の家災害補償保険の加入
青少年健全育成大会の実施	○親子で参加し、考える機会となる青少年健全育成大会の実施
地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業の充実	○中学校区ごとに学校や地域で活動する団体が協力し、コミュニティづくりと生活環境の整備を図る地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業の支援
放課後子ども教室の実施	○放課後子ども教室の実施・支援
成人記念式典の実施	○新成人運営スタッフの企画・運営による成人記念式典の実施
子ども読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館での読み聞かせ等の実施 ○学校での読書活動の推進

取り組みⅡ－２－２ 家庭教育の推進

家庭教育の充実	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもが生涯の基礎となる生活習慣や社会性を身につけるために、保護者や家族が行う家庭教育の教育力の向上を目指し、家庭教育学級の充実に努めます。 ◆ 家庭教育や人権教育への理解を深めて、健やかな子どもを育てるために、家庭教育、人権教育、家庭・学校・地域教育に関する講座や救命講習などを行い、家庭教育に関する講座の充実に図ります。 ◆ 家庭教育や人権に関するさまざまな価値観を理解し、子どもに伝えるために、視聴覚教材を鑑賞し、感想や意見を交換して、家庭教育の充実に図る家庭教育シアターフォーラムを実施します。 ◆ 家庭教育に関する悩みを解消し、家庭教育の充実に図るために、家庭教育指導員による家庭教育相談事業を実施し、関係課、関係機関と連携して、対応をより充実します。 ◆ 家庭教育に関する悩みの解消や家庭教育の充実に図るために、家庭教育に関する情報を提供します。
主な事業	
事業名	事業概要
家庭教育学級の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各公立幼稚園・小中学校での家庭教育学級開設 ○家庭教育学級主事会議の開催 ○家庭教育学級運営委員研修会の開催 ○家庭教育指導員の配置

施策Ⅱ－３ 市民が参加しやすいスポーツ環境の整備と推進体制の充実

施策の方向

- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を契機ととらえ、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが、生涯にわたってスポーツやレクリエーション活動により親しみ、体力の向上や健康の保持・増進を図っていけるよう、参加しやすい環境の整備や充実を進め、スポーツ人口の拡大を図ります。
- 市民スポーツ大会及び教室を、スポーツ関係団体と連携し継続的に開催することにより、競技力向上の促進及びスポーツ人口の拡大を図ります。
- 市民がスポーツに親しみ、スポーツに対する関心や取り組む機会の充実が図られるイベントの開催やトップアスリートによるイベントの開催誘致に努めます。
- スポーツ活動を支える多様な人材や団体を育成・支援するとともに、組織づくりや拠点づくりなど市民、団体、行政等が連携・協働できる体制の整備を進め、スポーツにおける競技力や指導力の向上を図ります。
- これからの高齢化社会を見据えて、大学等と連携し、子どもからお年寄りまでの取り組みとして、市民が健やかな体を育めるシステムづくりについて検討します。

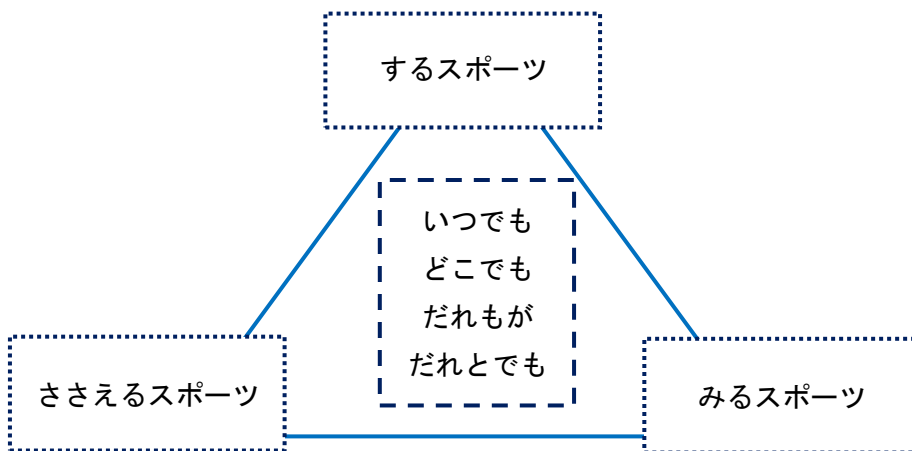
本計画におけるスポーツの定義について

「スポーツ」ということばは、広義には、楽しみや健康を求めて自発的に行われる運動をいい、狭義には、競争として行われる運動を意味します（スポーツ大辞典・日本体育協会監修）。

本計画ではスポーツを広義の意味で捉えています。なお、「競技スポーツ」とは、身体能力・技術力等を極限まで高め競い合うことを目的として行うスポーツをいい、「生涯スポーツ」「ニユースポーツ」は、生涯を通して楽しみながら行うスポーツのこととしています。

印西市の目指すスポーツの方向

- ★ スポーツは、すべての市民にとって必要不可欠な生活の一部であるという認識を持つことが重要であり、体力・技能にすぐれた特定の人々や、若者、健常者のためだけにあるものではないということ。
- ★ すべての人々が等しくスポーツに親しむことのできるハードウェア（施設）、ソフトウェア（仕組み）、ヒューマンウェア（指導者）が必要であること。
- ★ 「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」を支える方向とし、「いつでも、どこでも、だれもが、だれとでも」利活用できるスポーツ環境を整備すること。



印西市の目指すスポーツ環境のイメージ

- 子どもたちは放課後、学校や様々なスポーツクラブで友だちとスポーツをしたり、遊んだりして過ごしています。
- 地域では「地域スポーツ団体等」を基盤として、多くの市民が多様なスポーツ活動に参加しています。
- 高齢者は地域の仲間とともに様々な運動やスポーツを楽しんでいます。
- 障がい者はスポーツボランティア等のサポートにより運動やスポーツをしています。
- 松山下公園では、陸上競技場や野球場、テニスコート、総合体育館が整備され、多種多様なスポーツイベントが開催され、市内外の多くの人を楽しんでいます。
- 公園や多目的広場も日常的なスポーツ施設として市民が活用しています。
- 市民は施設やイベント、指導者など様々なスポーツ情報をいつでも知ることができます。
- スポーツ指導者やスポーツボランティアなど多彩な人材が市民のスポーツ活動を協力・支援しています。

目標指標

項目	現状 (H28)	目標 (H33)	目標設定の考え方等
市民スポーツ大会参加者数	8,586人	9,800人	現状よりも約15%増やすことを目標とします。
スポーツフェス・スポーツ教室参加者数	6,545人	7,500人	現状よりも約15%増やすことを目標とします。
スポーツ団体（体育協会・スポーツ少年団）加入者数	3,764人	4,100人	現状よりも約10%増やすことを目標とします。
スポーツ施設利用者数	477,655人	549,300人	現状よりも約15%増やすことを目標とします。
スポーツ指導者数	168人	184人	現状よりも約10%増やすことを目標とします。

施策の体系

施策		主な取り組み		主な事業	
Ⅱ－3	市民が参加しやすいスポーツ環境の整備と推進体制の充実	Ⅱ－3－1	スポーツ参加機会の拡充	1	スポーツ情報システムの充実
				2	市民参加型スポーツの普及・推進
				3	スポーツによる健康づくりの推進
				4	市民ぐるみのスポーツイベントの推進
				5	スポーツイベントの開催・誘致
		Ⅱ－3－2	特色あるスポーツ事業の展開	1	クライミングの普及・推進
				2	パークゴルフの普及・推進
		Ⅱ－3－3	スポーツ・レクリエーション施設の充実	1	利用者の視点に立った施設運営
				2	学校体育施設利用の推進
				3	学校プール開放
				4	スポーツ施設利用の多様化への対応
		Ⅱ－3－4	スポーツ指導者等の育成	1	スポーツ指導者の育成
				2	スポーツリーダーバンクの構築
				3	スポーツボランティアの育成
				4	スポーツ団体等の活動支援
				5	競技力向上の推進
		Ⅱ－3－5	総合型地域スポーツクラブへの支援	1	総合型地域スポーツクラブの育成

主な取り組みと事業

取り組みⅡ－３－１ スポーツ参加機会の拡充

スポーツ参加機会の拡充	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ スポーツに関する様々な情報を市民に提供するためのネットワークづくりを推進します。 ◆ スポーツ参加の機会が少ない市民が、気軽にスポーツを楽しめるよう各種のスポーツ教室等を開催し、スポーツをする機会の拡大を図ります。 ◆ 高齢者が気軽にスポーツ活動を行うことができるよう、各種の運動・スポーツプログラムを提供します。 ◆ 障がい者のスポーツ活動やスポーツ観戦への参加を促進します。 ◆ スポーツ参加を促進するため、市民のだれもが参加しやすいニュースポーツ教室等を開催し、スポーツにふれる機会を提供します。 ◆ 運動やスポーツを通じた健康の保持増進に取り組みます。 ◆ 市民の関心を高めるため、魅力あるイベントづくりを推進します。 ◆ 市民がトップレベルのスポーツを観て楽しむとともに、スポーツへの関心を高めるようイベントの開催誘致を推進します。 ◆ 子どもたちが気軽に遊びやスポーツに親しむ場を提供します。
主な事業	
事業名	事業概要
スポーツ情報システムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設予約システムの有効活用 ○スポーツ情報の集約と多様な情報の提供
市民参加型スポーツの普及・推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民ニーズに対応した各種スポーツ教室の開催や支援 ○高齢者、障がい者のスポーツ活動の支援
スポーツによる健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ニュースポーツ教室・大会の開催及び支援
市民ぐるみのスポーツイベントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ医学セミナーの開催 ○イベント・各種スポーツ大会の開催や支援
スポーツイベントの開催・誘致	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模なイベントの誘致

取り組みⅡ－３－２ 特色あるスポーツ事業の展開

気軽に楽しめるスポーツの拡充	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本市で開催された千葉国体のクライミング競技の普及に努めます。 ◆ 身近で気軽なスポーツとして楽しむことができる本格的な公認コースを有する泉公園パークゴルフ場の利用促進など、市民スポーツのさらなる推進を図ります。 ◆ 大学等との連携により、医学セミナー^(注1)の開催やトップレベルの選手との交流等を実施し、さらなるスポーツの振興を図ります。
主な事業	
事業名	事業概要
クライミングの普及・推進	○団体の育成と施設の整備検討
パークゴルフの普及・推進	○団体の育成と利用推進

(注1) 医学セミナー：スポーツに関する有識者の方を講師としてお招きし、講義と実技を交え、参加者の健康に対する意識の高揚を図るセミナー。

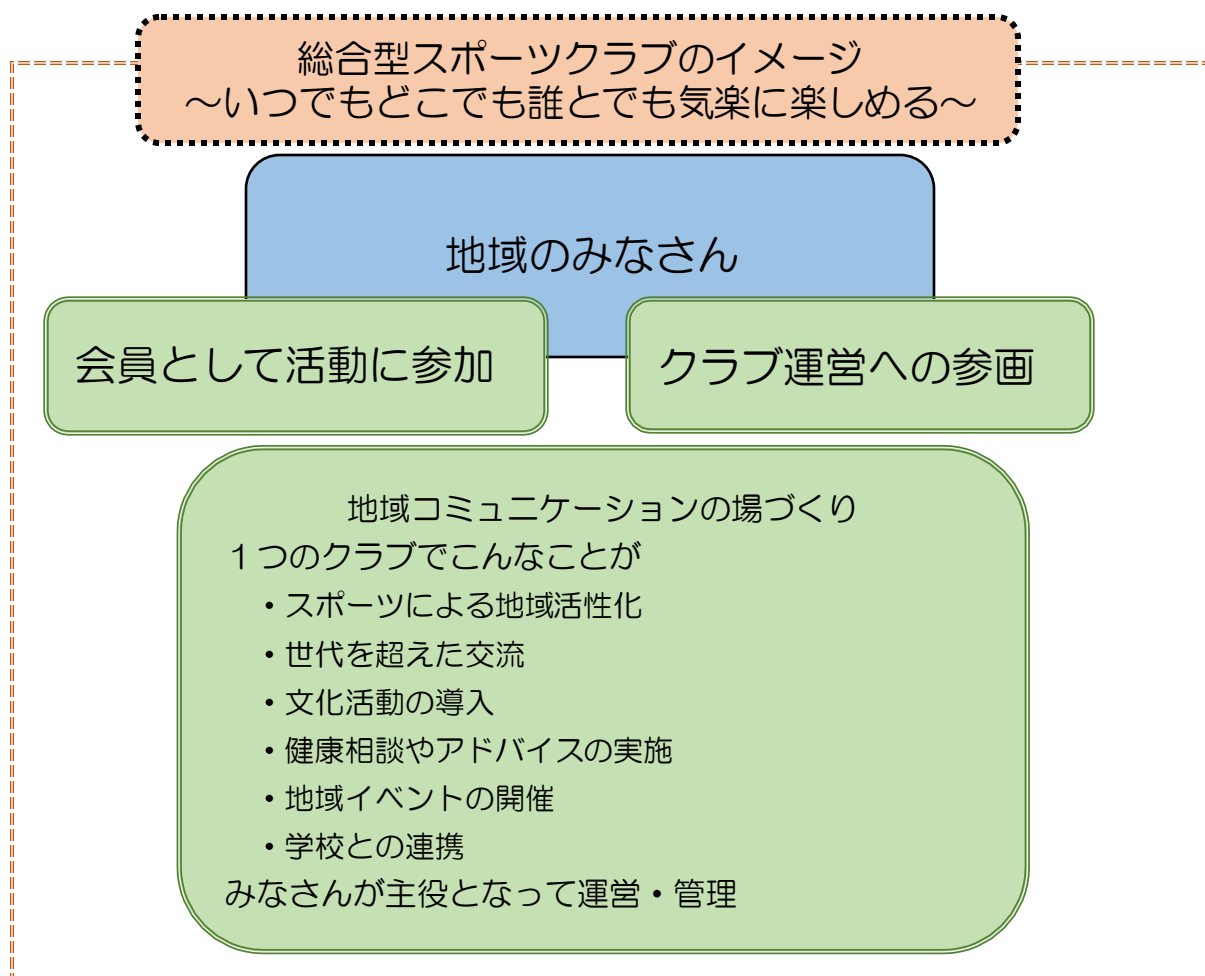
取り組みⅡ-3-3 スポーツ・レクリエーション施設の充実

スポーツ・レクリエーション施設の充実	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ スポーツ施設の利用手続など市民の視点に立った施設運営に努めます。 ◆ 市民が身近にスポーツ活動に親しめる場として、学校体育施設の開放を推進します。 ◆ 松山下公園を市民のスポーツ活動の拠点として、大規模なスポーツイベントが開催可能な機能、設備を備えた施設整備に努めます。 ◆ 河川や湖沼、田園など豊かな自然環境や公園、緑地等を活用し、ウォーキングロードやジョギングコースなどを設定します。 ◆ 既存のスポーツ施設の改修時等にあわせ、バックヤード（附帯施設）整備やバリアフリー化を推進します。 ◆ 多様なスポーツ施設ニーズに対応するために、民間施設等を含め、より一層の施設利用を推進します。
主な事業	
事業名	事業概要
利用者の視点に立った施設運営	○スポーツ施設の管理・運営
学校体育施設利用の推進	○学校体育施設の利活用の推進
学校プール開放	○夏季休業中の学校プールの開放
スポーツ施設利用の多様化への対応	○民間施設の有効活用

取り組みⅡ－３－４ スポーツ指導者等の育成

スポーツ人材の育成	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民のスポーツ活動をささえる多種多様なスポーツ指導者の育成を推進します。 ◆ 県において推進しているスポーツリーダーバンク事業をより身近なものとして活用するため、本市のスポーツリーダーバンクを構築します。 ◆ 各種スポーツイベントやスポーツ活動をサポートするスポーツボランティアを育成します。 ◆ 競技スポーツの選手を育成・強化するため、各種スポーツ団体等の活動を継続して支援します。 ◆ 競技力向上のために選手との交流やセミナーの開催を推進します。
主な事業	
事業名	事業概要
スポーツ指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ推進委員活動の促進 ○スポーツ少年団指導者の拡充と資質向上 ○生涯スポーツ等指導者の育成
スポーツリーダーバンクの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツリーダーバンク登録者の活用
スポーツボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツボランティア活動の促進
スポーツ団体等の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○体育協会への支援と連携 ○スポーツ少年団への支援と連携
競技力向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民スポーツ大会の開催 ○郡市民体育大会・県民体育大会への選手派遣 ○トップレベル選手との交流機会の提供

総合型地域スポーツクラブへの支援	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各地域において、子どもから高齢者まで、日常的に気軽にスポーツや健康づくりを行い、地域交流を深めることができるような多目型のスポーツクラブの活動を支援します。 ◆ 地域住民や既存スポーツ団体等に対する啓発と理解を促進し、地域で必要性を共有し、子どもから高齢者まで、だれでも参加できるクラブの設立を支援します。
主な事業	
事業名	事業概要
総合型地域スポーツクラブの育成	<ul style="list-style-type: none"> ○総合型地域スポーツクラブ設立の支援 ○総合型地域スポーツクラブの充実 ○市民への啓発活動の促進



基本目標 Ⅲ 心に豊かさをもたらす文化の保護と振興を図る

(文化芸術編)

現状と課題

- 文化芸術については、今後、余暇時間の増加や価値観の多様化などを背景として、市民からの関心がより高まっていくと考えられることにより、文化ホール等の主催による優れた文化芸術に触れる機会の拡充を図ることが求められます。
- 心を豊かにする生活の実現、創造性の育成のため、社会教育施設における自主的な文化活動への支援などを通じて、魅力ある地域文化の創造・文化芸術活動の活性化に取り組むことが必要となっています。
- 地域で継承されてきた伝統文化等は、人々の手によってその価値や意義が掘り起こされ、再認識されることにより、地域の連帯感を育む役割を担っています。
- 木下貝層や宝珠院観音堂、泉福寺薬師堂、栄福寺薬師堂、獅子舞・神楽などの有形・無形の文化財・伝統芸能は、先人から継承してきた大切な財産であり、かつ地域史を解明する重要な手掛かりになることから、これらを保護・継承・活用していくことが求められます。
- 市の歴史的変遷を学術的かつ系統的に記述した市史を刊行し、市民の郷土に対する理解と愛郷心の高揚を図ることが重要となっています。

市民意向からみえる目指す方向

- * 文化芸術団体、地域、学校などが連携あるいは協力して、子どものころから文化芸術に触れる機会を増やしていくこと。
- * 文化施設で子ども向けの文化芸術鑑賞会や学習機会を充実。
- * 自主的な文化芸術活動の支援。

基本目標の方向

- 市民が優れた文化・芸術に接する機会の拡大に努めるとともに、文化芸術活動に関する情報の提供や団体・指導者の育成などにより、市民の自主的で創造的な文化芸術活動を支援し、うるおいのある地域社会の形成を図ります。
- 貴重な歴史・文化を後世に伝えるため、文化財の保護・活用を図ります。

施策の体系

施策		主な取り組み	
Ⅲ－1	創造性を育む文化芸術活動の推進・継承	1	文化芸術に触れる機会の拡大
		2	市民の自主的な活動の支援
		3	子どもをはじめとする次世代の育成
Ⅲ－2	文化財の保護・活用	1	文化財の保護
		2	文化財の活用
Ⅲ－3	市史編さん事業の推進	1	市史編さん事業の推進
		2	地域史料の保存と活用

施策Ⅲ－１ 創造性を育む文化芸術活動の推進・継承

施策の方向

- 市民が様々な文化や芸術に触れることのできる環境づくりを推進していくとともに、市民の自主的な文化芸術活動を積極的に支援し、豊かな心や地域に対する愛着心を醸成します。
- 特に近年、団塊の世代をはじめとして文化活動への関心が高まりつつあり、子育て世代なども含め、市民のニーズに合った文化芸術活動の推進に取り組みます。

目標指標

項目	現状 (H28)	目標 (H33)	目標設定の考え方等
文化ホール主催事業のうち有料公演の集客率	62%	80%	現状から、約20%増やすことを目標とします。
文化芸術の支援（ロビーコンサート）における集客率	100%	100%	現状維持を目指します。
公民館及び中央駅前地域交流館の年間利用者数（再掲）	234,293人	235,000人	利用者数の増加を目標とします。

施策の体系

施策		主な取り組み		主な事業	
Ⅲ－１	創造性を育む文化芸術活動の推進・継承	Ⅲ－１－１	文化芸術に触れる機会の拡大	1	文化芸術事業の充実
		Ⅲ－１－２	市民の自主的な活動の支援	1	文化芸術活動の支援
				2	地域文化活動の支援
Ⅲ－１－３	子どもをはじめとする次世代の育成	1	子どもたちの文化芸術活動の充実		
		2	芸術文化活動を支える人材の育成の推進		

主な取り組みと事業

取り組みⅢ－１－１ 文化芸術に触れる機会の拡大

文化芸術に触れる機会の拡大	
方向	◆ 市民が心豊かにうらおいのある生活を送るために、文化ホールでの芸術鑑賞事業等を実施し、文化芸術に触れる機会を充実します。
主な事業	
事業名	事業概要
文化芸術事業の充実	○文化ホール主催事業等の実施

取り組みⅢ－１－２ 市民の自主的な活動の支援

市民の自主的な活動の支援	
方向	◆ 市民の自主的な文化芸術活動を支援するために、文化芸術活動に関する情報発信を充実するとともに、市民文化祭等の文化芸術活動の発表の場を増やします。
主な事業	
事業名	事業概要
文化芸術活動の支援	○市民文化祭の実施 ○文化芸術団体活動への支援 ○文化芸術情報の提供
地域文化活動の支援	○市民の地域文化活動への支援

取り組みⅢ－１－３ 子どもをはじめとする次世代の育成

子どもをはじめとする次世代の育成	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 普段体験することの少ない伝統的な文化芸術活動の体験や、学校教育での文化芸術鑑賞等を通じ、創造性やコミュニケーション能力を育みます。 ◆ 文化芸術活動を支える人材や後継者の育成に努めます。
主な事業	
事業名	事業概要
子どもたちの文化芸術活動の充実	○文化芸術活動体験の実施
芸術文化活動を支える人材育成の推進	○芸術文化協会や地域の人材と連携し、地域の文化芸術活動を支える人材の育成支援

施策Ⅲ－２ 文化財の保護・活用

施策の方向

- 文化財は、先人の残した文化遺産であり、その価値や意義を踏まえ、次世代に適切に継承していくため、市民の郷土意識の涵養を図り、本市に残る各種の有形・無形文化財、埋蔵文化財の保護及び活用を進めます。

目標指標

項目	現状 (H28)	目標 (H33)	目標設定の考え方等
指定文化財件数	50件	51件	適切な文化財の保護保存に向け必要に応じて文化財指定を行うことを目標とします
資料館施設の入館者数	763人	1,300人	資料館施設を見学を訪れる入場者数の増加を目標とします。

施策の体系

施策		主な取り組み		主な事業	
Ⅲ－２	文化財の保護・活用	Ⅲ－２－１	文化財の保護	1	指定文化財保護事業
				2	文化財基礎調査事業
				3	埋蔵文化財の保護事業
		Ⅲ－２－２	文化財の活用	1	文化財の活用事業
				2	印旛歴史民俗資料館運営事業
				3	郷土資料の収集・保存・展示
				4	観光事業などとの連携による文化財の活用

主な取り組みと事業

取り組みⅢ－２－１ 文化財の保護

文化財の保護	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 文化財の保護・活用の推進を目的として、文化財に関する基礎調査を実施します。 ◆ ふるさとの歴史や文化を次世代に継承するために、有形・無形文化財を保護します。 ◆ 周知の埋蔵文化財包蔵地の詳細な把握を通じ、迅速かつ正確な埋蔵文化財の保護を図るために、埋蔵文化財包蔵地の分布調査を実施します。
主な事業	
事業名	事業概要
指定文化財保護事業	<ul style="list-style-type: none"> ○有形文化財，史跡及び天然記念物の保存 ○無形民俗文化財の継承支援 ○文化財の普及啓発
文化財基礎調査事業	<ul style="list-style-type: none"> ○仏像調査・石造物調査の実施 ○社寺建造物概要調査の検討
埋蔵文化財の保護事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市内主要遺跡調査の実施 ○埋蔵文化財の取扱い事務及び埋蔵文化財包蔵地の保護 ○道作古墳群活用事業の推進

取り組みⅢ－２－２ 文化財の活用

文化財の活用	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ふるさとの歴史や文化を広く周知するために、印旛歴史民俗資料館などの既存施設を活用しながら、郷土資料を収集・保存し、展示公開します。 ◆ 現状で分散している歴史的資料の保管については、効率的な保管・活用のため、資料の集約保管について検討します。 ◆ 市内外に印西市の文化財を広く周知するために、観光事業などと連携して、市内に存在する遺跡や史跡などの文化財を活用します。
主な事業	
事業名	事業概要
文化財の活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ○有形文化財，史跡及び天然記念物の活用 ○無形民俗文化財の公開 ○埋蔵文化財の活用
印旛歴史民俗資料館運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市域の考古，歴史，民俗等の資料の収集・保管・調査・研究及び成果の公表 ○常設展示及び企画展示の実施 ○講座及び体験型事業の実施
郷土資料の収集・保存・展示	○分散化した歴史的資料の集約化の検討
観光事業などとの連携による文化財の活用	○地域の文化財への理解の推進

施策Ⅲ－３ 市史編さん事業の推進

施策の方向

- 本市の歴史を後世に伝えていくとともに市史への理解や愛郷心を育むため、市史の刊行や地域史料の保存・活用に取り組みます。

目標指標

項目	現状 (H28)	目標 (H33)	目標設定の考え方等
市史刊行物の発行数（累計）	54冊	63冊	継続的に市史刊行物を発行していくことを目標とします。
市史講座の受講者数	49人	60人	多くの参加を得ることで市史への理解や関心を深めることを目標とします。

施策の体系

施策		主な取り組み		主な事業	
Ⅲ－３	市史編さん事業の推進	Ⅲ－３－１	市史編さん事業の推進	1	市史刊行事業
				2	市史普及事業
		Ⅲ－３－２	地域史料の保存と活用	1	古文書等の収集・整理保管
				2	歴史公文書の移管・整理保管
		3	木下交流の杜歴史資料センターの管理・運営		

主な取り組みと事業

取り組みⅢ－３－１ 市史編さん事業の推進

市史編さんの推進	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ふるさとの歴史への理解を深めるために、学術的・系統的にまとめた市史・史料集などを刊行します。 ◆ 市史編さん事業の普及・活用を進めるため、地域史料を活用した講演会等を開催します。
主な事業	
事業名	事業概要
市史刊行事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市史・資料集刊行に向けた資料収集・調査等の実施 ○市史研究誌の刊行 ○市史刊行物の頒布
市史普及事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市史編さん講演会等を開催

取り組みⅢ－３－２ 地域史料の保存と活用

地域史料の保存と活用	
方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民の活動を記録した地域史料を次世代に引き継ぐために、歴史公文書の移管や古文書などの調査・収集を行い、適正な保存に努めるとともに活用を図ります。
主な事業	
事業名	事業概要
古文書等の収集・整理保管	<ul style="list-style-type: none"> ○古文書等の調査及び収集 ○古文書等の整理・保管
歴史公文書の移管	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史公文書の収集・整理保管
木下交流の杜歴史資料センターの管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ○展示事業の実施 ○施設の維持管理

第 4 章 計画の推進

第 1 節 計画の推進体制

第 2 節 計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

本計画を推進するためには、教育にかかわるすべての者が、それぞれが担う基本的な役割と責任を自覚し、相互に連携し協力して取り組む必要があります。

1 関係機関等との連携

近年、子どもを取り巻く課題は複雑化、多様化しており、子どもの権利や福祉、地域づくりなどをはじめとした様々な観点から課題の解決を図っていく必要があります。また、市民の生涯にわたる学びにつながる取組は、子育て支援や、スポーツ・文化の普及・促進、環境教育の推進、国際化の推進など様々な分野にわたります。

こうしたことから、各施策を具体的に進めていくため、教育委員会では、市長部局をはじめ、国や千葉県、家庭・地域・学校及び企業や関係団体と連携して取り組みます。

2 市民との連携

未来を担う子どもを育み、市民一人一人が生涯にわたる学びを実践するためには、地域全体で子どもの成長と自立、市民の学びを支えていくことが必要です。

そのため、本計画の推進に当たっても、家庭・地域住民はもとより、大学等の教育機関、ボランティア、企業などの多様な主体の協力と参画を得て、地域全体で、教育の更なる充実を目指します。

3 庁内体制の充実

本計画では、学校教育、生涯学習、生涯スポーツ、文化芸術の各々の分野の充実を目指すとともに、各分野の一層の進展を図るため、横断的な施策として、リーディング施策を推進します。

そのため、庁内の推進体制を強化するとともに、職員研修を充実します。

第2節 計画の進行管理

1 点検・評価の実施

本計画の各施策を効果的かつ確実に推進するためには、定期的に進捗状況や効果等の進行管理を行う必要があります。

そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年実施する「教育に関する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価」の中で、本計画で示した事業について進行管理を実施します。

また、その結果について市議会に提出するとともに、市民に公表し説明責任を果たします。

2 フォローアップの実施

本計画では、学校教育、生涯学習、生涯スポーツ、文化芸術分野の充実を横断的に推進するために、リーディング施策を設定しています。

そこで、リーディング施策を中心に、PDCAサイクルによるマネジメントを基本に、フォローアップを実施し、本計画を着実に進めます。

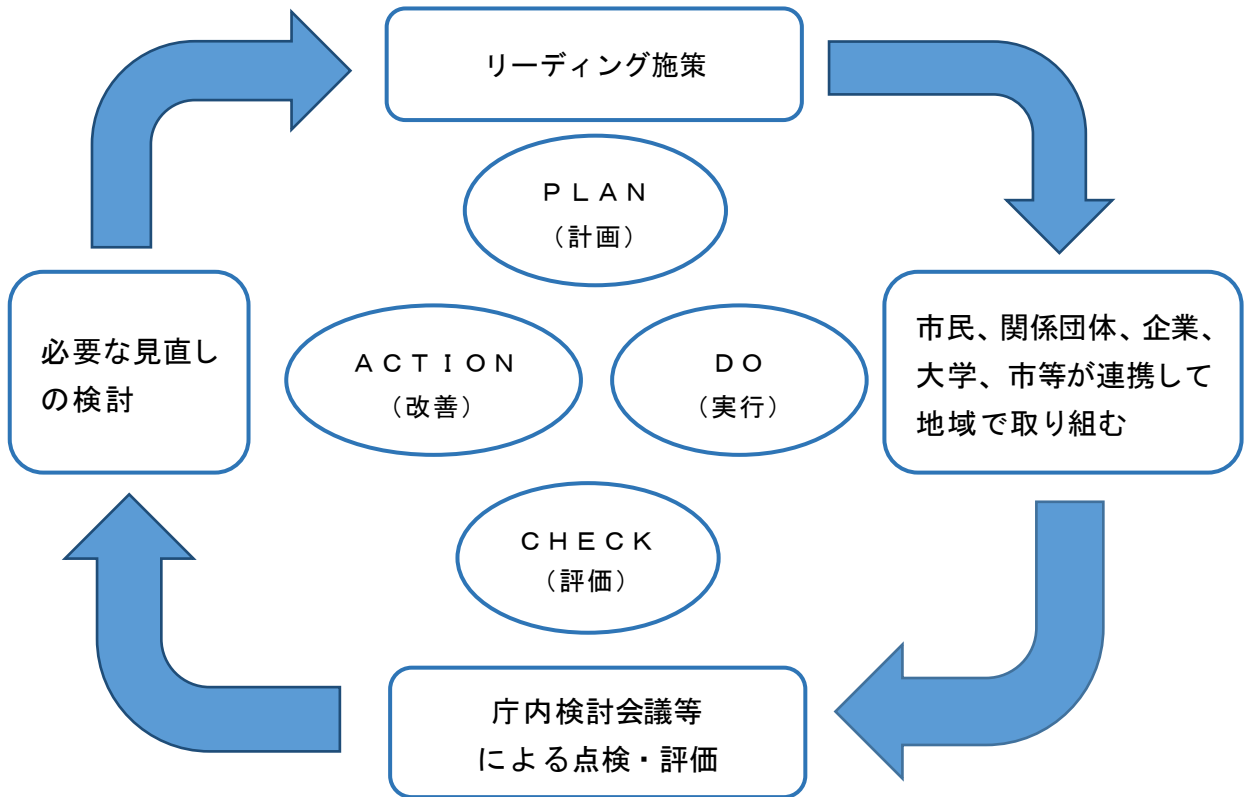
「PLAN（計画）」では、上位・関連計画を踏まえ、庁内検討会議、策定委員会、各分野の検討委員会の協議を経て、本計画を策定するとともに、リーディング施策のアクションプランを作成します。

「DO（実施）」では、市民、関係団体、企業、大学、市等が連携して地域全体で取り組みます。

「CHECK（検証）」では、毎年度、点検・評価を実施するとともに、リーディング施策のアクションプランの検証を庁内検討会議等で実施します。

「ACTION（改善）」では、点検・評価の結果及び庁内検討会議の検証・評価、先進事例の調査・研究結果などを踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

〔フォローアップのイメージ〕



〔リーディング施策アクションプラン〕

	主な取り組み
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> * 地域の生涯学習、生涯スポーツ、文化芸術の活動を支援するとともに、人材の情報共有や交流を進めます。 * 生涯学習、生涯スポーツ、文化芸術活動の各分野の交流を進めます。
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> * 学校教育において必要な活動を学校と地域・家庭が連携・協力する仕組みを構築し、活動を開始します。 * 市民アカデミーや出前講座を通じて、地域づくりの担い手や生涯学習ボランティアの育成に努め、生涯学習ガイドを充実させます。 * 子どもの頃から文化芸術に親しむ機会を増やすことや地域に根差した文化芸術活動を充実し、学校教育や生涯学習と連携しながら、「知」「徳」のライフステージに合わせた学びを充実します。 * 大学等と連携して、「知」「徳」「体」の連携方策を検討し、「総合型プログラム」を作成する体制を検討します。
平成 32 年度	<ul style="list-style-type: none"> * 学びの交流により、地域の良さや魅力を再発見、再認識し、市内外に発信します。 * 大学や企業と連携し、地域社会と連携した学びの交流を充実します。 * 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会を通じて、子どもから高齢者まですべての市民のスポーツや健康に対する関心を高めます。 * 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の機会を通じて、学校教育を含め、学びの交流を進めます。 * 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会キャンプ地誘致を通じて、海外チームと市民や学生とのスポーツ、文化などの交流を推進します。
平成 33 年度	<ul style="list-style-type: none"> * 子どもの「総合型プログラム」を、将来的には市全体のプロジェクトとして、乳幼児の時期から高齢者までのプログラムとして作成し、市民の健やかな体と心を育む学びを推進することを検討します。

資料編

印西市教育振興基本計画の策定方針及び検討組織の設置に関する要綱

印西市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

印西市教育振興基本計画検討委員名簿

計画策定の経緯

印西市教育振興基本計画の策定方針及び検討組織の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、印西市教育振興基本計画（以下「教育振興計画」という。）の策定に当たり、教育振興計画が教育基本法（平成18年法律第120号。以下「法」という。）第17条第2項の規定に基づく市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画としてより一層の充実を図るため、策定方針及び検討組織に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 教育振興計画は、次の基本方針により策定するものとする。

- (1) 教育振興計画は、法第17条第2項に基づく市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画とするため、第3条第1項各号に規定する各分野の教育に関する施策の充実及び各分野の連携・強化を図る横断的な施策等について検討し、その総体が法の趣旨に沿った市民のための教育振興計画となるよう策定すること。
- (2) 教育振興計画は、印西市総合計画及び印西市教育大綱と整合性を図りつつ、千葉県が定める教育振興基本計画を参酌しながら策定すること。

(体系及び所管課)

第3条 教育振興計画の体系は、次に掲げる分野別計画及び分野の連携・強化を図る横断的な施策を合わせた計画体系とする。

- (1) 学校教育に関する計画
- (2) 生涯学習に関する計画
- (3) 文化芸術に関する計画
- (4) スポーツに関する計画

2 前項各号の分野別計画は、教育振興計画において「編」と各区分を示し、それぞれの計画策定の所管課は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育に関する計画 学校教育編 学務課、指導課及び教育総務課
- (2) 生涯学習に関する計画 生涯学習編 生涯学習課
- (3) 文化芸術に関する計画 文化芸術編 生涯学習課
- (4) スポーツに関する計画 スポーツ編 スポーツ振興課

3 前項の分野別計画の施策の連携・強化を図る横断的な施策及び教育振興計画策定全体の調整等については、教育総務課が所管する。

(検討組織)

第4条 教育振興計画の策定に当たり、分野別計画の検討を行うため、次のとおり検討組織を設置し、その運営は、前条に規定するそれぞれの分野別計画策定の所管課において行う。

- (1) 学校教育編 印西市教育振興基本計画（学校教育編）検討委員会（以下「学校教育編検討委員会」という。）
- (2) 生涯学習編 印西市教育振興基本計画（生涯学習編）検討委員会（以下「生涯学習編検討

委員会」という。)

(3) 文化芸術編 印西市教育振興基本計画(文化芸術編)検討委員会(以下「文化芸術編検討委員会」という。)

(4) スポーツ編 印西市スポーツ推進審議会(以下「スポーツ推進審議会」という。)

2 前条第3項に規定する横断的な施策の検討及び教育振興計画策定に関し、必要な全体調整に関する検討及び調整を行うため、印西市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

3 前2項に規定する検討組織の円滑な運営を図るため、作業部会を設置することができる。

(学校教育編検討委員会の所掌事務、検討組織及び庶務)

第5条 学校教育編検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 教育振興基本計画学校教育編の策定に関わる助言及び提言に関すること。

(2) その他教育振興基本計画学校教育編の策定に関し必要な事項に関すること。

2 学校教育編検討委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 学校教育関係者

(3) 市PTA関係者

(4) 公募により選出された市民

3 学校教育編検討委員会に関する庶務的事務は、学務課及び指導課が処理する。

(生涯学習編検討委員会の所掌事務、検討組織及び庶務)

第6条 生涯学習編検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 教育振興基本計画生涯学習編の策定に関わる助言及び提言に関すること。

(2) その他教育振興基本計画生涯学習編の策定に関し必要な事項に関すること。

2 生涯学習編検討委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 生涯学習関係者

(3) 公募により選出された市民

3 生涯学習編検討委員会に関する庶務的事務は、生涯学習課が処理する。

(文化芸術編検討委員会の所掌事務、検討組織及び庶務)

第7条 文化芸術編検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 教育振興基本計画文化芸術編の策定に関わる助言及び提言に関すること。

(2) その他教育振興基本計画文化芸術編の策定に関し必要な事項に関すること。

2 文化芸術編検討委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 文化芸術に関する知識経験を有する者

(2) 文化芸術団体関係者

(3) 文化財関連関係者

(4) 公募により選出された市民

3 文化芸術編検討委員会に関する庶務的事務は、生涯学習課が処理する。

(スポーツ推進審議会の所掌事務及び検討組織)

第8条 スポーツ推進審議会の所掌事務及び検討組織の運営に関する事項は、印西市スポーツ推進審議会条例（平成17年条例第30号）の規定による。

2 前項の規定により、第10条から第12条までの規定は、スポーツ推進審議会において適用しない。

(策定委員会の所掌事務、検討組織及び庶務)

第9条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 分野別計画の施策の連携・強化を図る横断的な施策の検討調整に関すること。

(2) 教育振興計画の策定に関し必要な全体調整に関すること。

(3) その他次期教育振興基本計画の策定に関し必要な事項に関すること。

2 策定委員会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 学校教育編検討委員会から推薦された委員

(2) 生涯学習編検討委員会から推薦された委員

(3) 文化芸術編検討委員会から推薦された委員

(4) スポーツ推進審議会から推薦された委員

3 策定委員会に関する庶務的事務は、教育総務課が処理する。

(任期)

第10条 学校教育編検討委員会、生涯学習編検討委員会、文化芸術編検討委員会（以下「各検討委員会」という。）及び策定委員会の委員の任期は、所期の目的を達成したときまでとする。

(役員)

第11条 各検討委員会及び策定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 各委員長は、会務を総理し、当該検討委員会又は策定委員会を代表する。

3 各副委員長は、当該委員長を補佐し、当該委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 各検討委員会及び策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 各検討委員会及び策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、各検討委員会及び策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(進行管理)

第14条 教育振興計画は、計画（P）、実行（D）、評価（C）及び改善（A）のサイクルに留

意し、関係各課が連携して進行管理していくものとする。

- 2 教育振興計画の進行管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項に基づく点検及び評価の活用などにより実施していくものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
（印西市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱の廃止）
- 2 印西市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱（平成24年教育委員会告示第5号）は、廃止する。

（印西市生涯学習まちづくり推進計画策定委員会設置要綱の廃止）

- 3 印西市生涯学習まちづくり推進計画策定委員会設置要綱（平成24年教育委員会告示第6号）は、廃止する。

（経過措置）

- 4 平成30年度から平成33年度までを計画期間とする印西市教育振興基本計画（以下「次期教育振興基本計画」という。）の策定に当たっては、第2条第1号の基本方針に基づき、現行計画の「印西市教育振興基本計画(平成25～29年度)」、「第二次生涯学習まちづくり推進計画(平成25～29年度)」「スポーツ振興基本計画(平成20年度～29年度)」及び生涯学習まちづくり推進計画から分離して策定する文化芸術に関する計画の4つの教育関係計画を体系的に関連付け、その総体をもって法第17条第2項に基づく市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定する。
- 5 次期教育振興基本計画は、印西市総合計画第2次基本計画（平成28年度～平成32年度）及び印西市教育大綱（平成28年2月策定・平成28年度～平成32年度）と整合性を図りつつ、千葉県教育振興基本計画（平成27年度～平成31年度）を参酌しながら策定する。

印西市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

委員区分	氏名（敬称略）	所属
学校教育編検討委員会からの推薦委員	岡 敬一郎	秀明大学学校教師学部准教授
	篠原 英光	元小学校長
	池亀 節雄	牧の原小学校長
生涯学習編検討委員会からの推薦委員	◎ 福留 強	聖徳大学名誉教授
	桜井 繁光	社会教育委員
文化芸術編検討委員会からの推薦委員	板倉 三郎	行政経験者
	西田 裕子	印西ふるさと案内人協会会長
スポーツ推進審議会からの推薦委員	○ 青木 和浩	順天堂大学教授
	五十嵐 靖宏	千葉県空手道連盟監事
	青柳 豊子	市卓球連盟副会長

◎委員長

○副委員長

印西市教育振興基本計画検討委員名簿

【学校教育編】

委員区分	氏名（敬称略）	所 属
学識経験者	◎ 岡 敬一郎	秀明大学学校教師学部准教授
	○ 篠原 英光	元小学校長
学校教育関係者	池亀 節雄	牧の原小学校長
	谷 輝昭 （平成 28 年度）	印旛中学校長
	渡邊 義規 （平成 29 年度）	
	真部 貴子	瀬戸幼稚園長
保護者	宮崎 千恵子	市 P T A 連絡協議会
	遠藤 貴子 （平成 28 年度）	市 P T A 連絡協議会代表
	高松 明美 （平成 29 年度）	
一般公募	豊田 多見子	

◎委員長

○副委員長

【生涯学習編】

委員区分	氏名（敬称略）	所 属
学識経験者	◎ 福留 強	聖徳大学名誉教授
	常光 康介	社会教育委員議長（平成 28 年度） 公民館運営審議会委員（平成 29 年度）
	○ 桜井 繁光	社会教育委員副議長（平成 28 年度） 社会教育委員議長（平成 29 年度）
	高城 國司	公民館運営審議会委員
	篠原 年枝	公民館運営審議会委員長（平成 28 年度） 社会教育委員（平成 29 年度）
	伊藤 明生	前図書館協議会委員
	谷口 由美子	前図書館協議会委員
生涯学習関係者	對馬 由佳	青少年相談員
一般公募	櫻井 圀郎	

◎委員長

○副委員長

【文化芸術編】

委員区分	氏名(敬称略)	所属
文化・芸術に関する知識経験を有する者	◎ 板倉 三郎	行政経験者
文化芸術団体関係者	竹内 仁	芸術文化協会 (能楽連合会代表)
	横山 護	芸術文化協会 (絵画協会代表)
	渡邊 衛	芸術文化協会 (園芸文化協会代表)
	松井 宏	芸術文化協会 (囲碁連合会代表)
文化財関連関係者	武藤 正凱	文化財審議会会長
	○ 西田 裕子	印西ふるさと案内人協会会長
一般公募	榎戸 洋子	

◎委員長

○副委員長

【スポーツ推進審議会】

委員区分	氏名（敬称略）	所 属
学識経験者	◎ 青木 和浩	順天堂大学教授
	○ 五十嵐 靖宏	県空手道連盟・市体育協会監事
	伊東 勝正 (平成 28 年度)	日本 P G 協会アドバイザー
	飯塚 憲二 (平成 29 年度)	
	高梨 峰子	牧の原スポーツクラブ
	三浦 徹	スキー 1 級
	本郷 美代	公認スポーツプログラマー
	秋山 剛	健康運動指導士
関係行政機関職員	岡田 光靖 (平成 28 年度)	牧の原小学校教頭
	寺島 光浩 (平成 29 年度)	木下小学校教頭
一般公募	青柳 豊子	日体協公認卓球上級指導員 市卓球連盟副会長
	早野 敏	日体協公認テニス上級指導員、 市体協評議員、市テニス連盟副会長

◎会長 ○副会長

計画策定の経緯

年	月日	項目内容
平成 28年	7月7日 ～7月15日	印西市教育振興基本計画に係るアンケート調査
	7月7日	平成28年度第1回印西市教育振興基本計画文化芸術編検討委員会 平成28年度第1回印西市教育振興基本計画生涯学習編検討委員会
	7月8日	平成28年度第1回印西市スポーツ推進審議会
	7月15日	平成28年度第1回印西市教育振興基本計画学校教育編検討委員会
	8月4日	平成28年度第1回印西市教育振興基本計画策定委員会
	7月25日 ～9月12日	関係団体意向調査
	11月18日	平成28年度第2回印西市教育振興基本計画学校教育編検討委員会
	11月24日	平成28年度第2回印西市教育振興基本計画文化芸術編検討委員会 平成28年度第2回印西市教育振興基本計画生涯学習編検討委員会
	11月25日	平成28年度第2回印西市スポーツ推進審議会
平成 29年	12月12日	平成28年度第2回印西市教育振興基本計画策定委員会
	2月24日	平成28年度第3回印西市教育振興基本計画文化芸術編検討委員会
	3月7日	平成28年度第3回印西市教育振興基本計画学校教育編検討委員会 平成28年度第3回印西市教育振興基本計画生涯学習編検討委員会
	3月10日	平成28年度第3回印西市スポーツ推進審議会
	3月14日	平成28年度第3回印西市教育振興基本計画策定委員会
	5月12日	平成29年度第1回印西市スポーツ推進審議会
	5月17日	平成29年度第1回印西市教育振興基本計画学校教育編検討委員会
	5月19日	平成29年度第1回印西市教育振興基本計画文化芸術編検討委員会 平成29年度第1回印西市教育振興基本計画生涯学習編検討委員会
6月16日	平成29年度第1回印西市教育振興基本計画策定委員会	

意向の内容は、確定後に追加します。

印西市教育振興基本計画

発行・編集 千葉県印西市教育委員会
〒270-1396 印西市大森 2364-2
TEL 0476-42-5111 (代表)
<http://www.city.inzai.lg.jp//>

発行日 平成 30 年 3 月